

都立高校改革推進計画・新実施計画（第二次）（案）の骨子

第1部 都立高校改革の推進

- 1 都立高校改革に向けたこれまでの取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 今後の都立高校改革に向けた基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3 都立高校改革推進計画の目的と目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 4 都立高校改革推進計画の性格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 5 都立高校改革推進計画の体系図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

第2部 各具体的目標の主な課題と取組の方向

目標Ⅰ 次代を担う社会的に自立した人間の育成

- 1 社会的自立に必要な「知」「徳」「体」の育成・・・・・・・・・・・・・・ 1 1
- 2 グローバル人材の育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 1
- 3 オリンピック・パラリンピック教育の推進・・・・・・・・・・・・・・ 2 6
- 4 社会的・職業的自立意識の醸成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 8
- 5 都立高校における特別支援教育の推進・・・・・・・・・・・・・・ 3 0

目標Ⅱ 生徒一人一人の能力を最大限に伸ばす学校づくりの推進

- 1 国際色豊かな学校の拡充・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 2
- 2 専門高校の改善・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 3
- 3 中高一貫教育校の改善・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 6
- 4 定時制課程・通信制課程の改善・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 7
- 5 島しょ高校の改善・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 9
- 都立高校等の配置計画・学科の改編等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 0

目標Ⅲ 質の高い教育を支えるための環境整備

- 1 組織的な学校経営の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 3
- 2 教員の資質・能力の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 6
- 3 安全で環境に優しい施設整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 9
- 4 就学機会の適正な確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 1
- 5 社会の変化に対応した入学者選抜の改善・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 3
- 6 課題を抱える生徒の自立に向けた支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 5

第 1 部 都立高校改革の推進

1. 都立高校改革に向けたこれまでの取組

(1) 都立高校改革推進計画（平成9～18年度）の策定

都教育委員会は、生徒の多様化や急激な生徒数の減少等に対応するため、平成9年9月に、都立高校の改革に関する総合的な計画である都立高校改革推進計画を策定しました。これに基づいて、2次にわたる実施計画（第一次実施計画（平成9年9月）、第二次実施計画（平成11年10月））と、その後の社会状況の変化や教育への都民の期待の高まり等を踏まえた、都立高校改革推進計画・新たな実施計画（平成14年10月）を策定し、一人一人の生徒の多様性に対応した弾力的な教育を実施してきました。

具体的には、新しいタイプの高校の設置や学区の撤廃等により、中学生の進路選択における選択肢の幅を広げるとともに、少子化による生徒数の減少に対応するため、地域バランスを考慮した都立高校の規模と配置の適正化等に取り組みました。これらの取組により、都立高校の生徒の中途退学率の低下や大学等への進学実績の向上、都立高校の入学者選抜の応募倍率の回復等の成果を挙げてきました。

(2) 新たな都立高校改革推進計画（平成24～33（2021）年度）の策定

都立高校改革推進計画・第一次実施計画の策定

都教育委員会は、平成9年に策定した都立高校改革推進計画の計画期間（10年間）の成果検証や、中学生や高校生を含む都民、企業、大学等を対象とした都立高校に対する意識調査を実施し、それらも踏まえた上で、平成23年9月に、「都立高校と生徒の未来を考えるために－都立高校白書（平成23年度版）－」を公表し、生徒の学力や体力、規範意識、職業的自立意識、教員の資質・能力や学校の経営体制等についての現状と課題を明らかにしました。

また、国においては、平成18年12月に教育の根本的な理念や原則を定めた教育基本法の改正が行われるとともに、平成21年3月には、教育基本法の改正も踏まえ、高等学校学習指導要領の改訂が行われました。

都教育委員会においては、これらの状況を踏まえ、都立高校が都民の期待に応えていくためには、都立高校が抱えている課題の解決に向けて計画的に取り組んでいく必要があるという認識に基づき、平成24年2月に、

- I 社会的自立の基盤となる力の確立
- II 変化する社会の中での次代を担う人間の育成
- III 生徒の育成を担う教員の資質・能力と学校の経営力の向上
- IV 生徒一人一人の能力を最大限に伸ばす学校づくりの推進
- V 質の高い教育を支える教育諸条件の整備

の五つの目標により構成される、第2期となる新たな都立高校改革推進計画と、当初4年間の具体的な取組の実施計画である第一次実施計画を策定しました。

都立高校改革推進計画・新実施計画の策定

平成24年度以降、都教育委員会においては、都立高校改革推進計画・第一次実施計画に基づく取組を着実に推進してきました。

一方で、その間も、国において、高校教育と大学教育、大学入学者選抜の一体的改革を進めるための高大接続改革の実現に向けた検討や、新しい時代にふさわしい学習指導要領等の策定に向けた議論が本格化するなど、都立高校だけではなく、我が国の高校教育全体を取り巻く環境に更に大きな変化が現れつつありました。

また、東京都政においても、平成25年9月に、国際オリンピック委員会（I O C）総会において、東京が、2020年オリンピック・パラリンピック競技大会の開催都市に決定されるとともに、平成26年12月には、東京都の将来像を描く東京都長期ビジョンが策定されました。さらに、平成27年11月には、総合教育会議における教育委員会との意見交換を踏まえ、知事が東京都教育施策大綱を策定しました。

これらの状況を踏まえ、より良い都立高校を目指していくためには、教育基本法の理念や学習指導要領の基本的な考え方を堅持しつつ、それらに加えて、高大接続改革や新学習指導要領への対応、グローバル人材の育成に向けた取組の強化、ニート・フリーター等の若年者の就業問題の解決に資する取組の推進といった新たな課題に向き合うことが必要となっていました。

そのような観点から、都教育委員会においては、教育内容の充実や教育環境の整備に向けて、中長期的視点に立ち、これまでの枠組みにとらわれない広範な取組を展開していくことを目的として、平成28年2月に、都立高校改革推進計画の一部改訂を行いました。また、それと併せて、平成28年度から平成30年度までの3年間の取組の実施計画についても、第一次実施計画に引き続く第二次の実施計画としてではなく、新たな取組を数多く盛り込んだ新実施計画として策定することとしました。

新実施計画（平成28～30年度）の主な取組

I 次代を担う社会的に自立した人間の育成

1 社会的自立に必要な「知」「徳」「体」の育成

- ・義務教育段階の基礎学力の定着が十分ではない生徒に対して学習支援を行う校内寺子屋を設置し、放課後や休日等に外部人材を活用した支援を行っています。
- ・全ての都立高校における「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、アクティブ・ラーニング推進校において、自ら課題を発見し、その解決に向けて主体的・協働的に学ぶための学習方法の開発を進めています。
- ・一人一台の情報端末を活用して、授業改善や効果的な学習方法の研究を行うICTパイロット校を指定し、ICTによる教育活動の充実に向けた先駆的な取組を進めています。

2 グローバル人材の育成

- ・英語教育推進校において、ICTを活用した学習ソフトの導入等を通じて、英語4技能「聞く」「読む」「話す」「書く」を確実に身に付けさせるための取組を進めています。
- ・日本の伝統・文化を理解し、そのすばらしさを海外に発信していくため、伝統芸能鑑賞教室の実施を推進しています。

3 オリンピック・パラリンピック教育の推進

- ・多様な価値観をもつ人々と協力・協働しながら課題を解決する力を育成するとともに、日本人としてのアイデンティティ、豊かな国際感覚等を醸成するため、全ての都立高校でオリンピック・パラリンピック教育を展開しています。

4 社会的・職業的自立意識の醸成

- ・道徳教育とキャリア教育の一体化を図った、人間としての在り方生き方に関する教科「人間と社会」を開発し、全ての都立高校で実施しています。
- ・企業と連携してビジネスを実地に学ぶ機会を設け、創造的な能力と実践的な態度を身に付けることを目的として、ビジネス科の設置とともに、企業や地域社会と共同し必要な授業支援を行う商業教育コンソーシアム東京の設置・運営を行っています。

5 都立高校における特別支援教育の推進

- ・平成 27 年度に策定した東京都発達障害教育推進計画に基づき、教育環境の整備や指導内容の充実等を通じて、発達障害教育を推進しています。

II 生徒一人一人の能力を最大限に伸ばす学校づくりの推進

1 国際色豊かな学校の拡充

- ・国際社会で通用する人材を育成するため、新国際高校（仮称）や小中高一貫教育校の設置に向けた準備を進めています。
- ・国際高校において、公立高校では全国で初となる国際バカロレアのディプロマ・プログラムを着実に実施し、国際バカロレア資格を取得した生徒の海外大学への進学を促進するなど、我が国の国際バカロレア教育を先導する取組を進めています。

2 専門高校等の改善

- ・東京版デュアルシステムを更に推進するため、平成 30 年度に葛西工業高校と多摩工業高校にデュアルシステム科を設置しました。
- ・ものづくりに興味・関心のある生徒の進路実現を支援し、ものづくり産業を担う人材を育成するため、平成 30 年度に中野工業高校をエンカレッジスクールに指定しました。
- ・保育人材や介護人材の育成等に向けた専門教育を展開する家庭・福祉高校（仮称）の設置に向けた準備を進めています。

3 定時制課程・通信制課程の改善

- ・生徒や保護者のニーズが多様化する中で、定時制課程への入学を当初から希望する生徒をより多く受け入れることができるよう、チャレンジスクールの新設や規模拡大に向けた準備を進めています。

4 島しょ高校の改善

- ・島しょ高校の活性化に向け、島外の生徒が島しょ高校に進学することができるようにするための環境整備を進めています。

III 質の高い教育を支えるための環境整備

1 組織的な学校経営の強化

- ・管理職やミドルリーダー層のマネジメント能力の育成や、指標を活用した学校の経営状況の検証・把握等を通じて、計画的で組織的な学校経営の強化に向けた支援を行って

ます。

2 教員の資質・能力の向上

- ・自ら成長しようとする教員の意欲を引き出し、都立高校全体の指導力の向上へとつなげていくため、指導教諭を計画的に任用するとともに、模範授業等を通じて、その優れた指導技術の普及・展開を進めています。
- ・英語4技能の育成や「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善、ICTを活用した教育など、社会の変化に伴い求められる教育方法に常に対応していくため、研修等を通じて、専門性の高い教員を育成しています。

3 安全で環境に優しい施設整備

- ・生徒の安全・安心の確保とともに、災害時の防災拠点としての機能を充実させるため、非構造部材の耐震化等の防災機能の強化を進めています。また、良好な教育環境の実現に向けて、必要な施設・設備の整備を計画的に進めています。

4 就学機会の適正な確保

- ・高校への進学を希望する意欲と熱意のある生徒の就学機会を確保するため、生徒数の動向や地域バランス等を踏まえ、中長期的な視点に立った就学対策を推進しています。

5 社会の変化に対応した入学者選抜の改善

- ・社会の変化に対応して、推薦に基づく選抜や学力検査に基づく選抜等の入学者選抜の改善を図っています。

6 課題を抱える生徒の自立に向けた支援の充実

- ・スクールカウンセラーの充実や精神科医の活用の促進、また、ユースソーシャルワーカー等による自立支援チームにより、学校内外から生徒を支援する体制を整備しています。

2. 今後の都立高校改革に向けた基本的な考え方

(1) 都立高校を取り巻く現状と課題

これまでの都立高校改革に向けた取組により、都立高校においては、多様なニーズに対応した特色ある学校づくりが進み、個々の生徒が、興味・関心、進路希望等に応じて、自らの学びを選択し、自らが思い描く将来に向けて歩み続けるための学びの場としての役割を果たしてきました。

今後も、都立高校が、子供たちの多様なニーズに応えていくためには、以下をはじめとして、社会の変化と、それに伴う都立高校を取り巻く環境の変化に適切に対応していく必要があります。

・情報技術の革新による社会の在り方の変革

現在の社会は、第4次産業革命、あるいは、Society5.0とも称されるほど、AIやIoTといった情報技術が革新的な進化を続けており、人間活動のあらゆる場面において、これらの情報技術との関わりを避けることは不可能となりつつあります。また、情報技術の革新により、これまで障壁と考えられていた時間的・空間的な制約を容易に乗り越えることが可能となり、社会のグローバル化、ボーダーレス化が加速度的に進んでいます。一方で、社会の在り方そのものにも変革がもたらされつつあり、近い将来、人間の労働を軽減するために生み出された情報技術が、その当初の役割を超越して、人間の労働あるいは人間自体を代替し、人間の雇用を奪うのではないかといった予測がなされています。

現在の高校生を含め、子供たちが活躍する将来の社会は、現在の社会と全く異なるものとなることが考えられる一方で、それがどのようなものとなるかを見通すことは困難な状況となっています。

・ 高等学校学習指導要領の改訂と高大接続改革の進展

このような社会の変化に対応していくため、平成30年3月に高等学校学習指導要領が改訂され、何ができるようになるかを明確化する観点から、全ての教科等が「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱（学力の3要素）で再整理されるとともに、それらの資質・能力を育成するために、「主体的・対話的で深い学び」に向けた授業改善が求められることとなりました。この新しい高等学校学習指導要領は、移行期間を経て、平成34（2022）年度に高校に入学した生徒から全面実施されることから、それも見据えた上で、全ての都立高校において、教育活動の効果の最大化を図るためのカリキュラム・マネジメントの確立が必要となります。

また、高大接続改革についても、より詳細な検討が進められ、平成30年度に高校に入学した生徒が高校3年生となる平成32（2020）年度には、これまでの大学入試センター試験が廃止され、その後継として、大学入学共通テストが導入されるとともに、その中では、思考力・判断力・表現力といったこれからの社会を主体的に生き抜いていくための能力が一層重視されることとされています。さらに、各大学の個別入学者選抜についても、学力の3要素を多面的・総合的に評価する選抜への改革が進められている状況にあります。

新実施計画は、上述のように、国におけるこのような高校教育を巡る改革の動向を見据えた上で策定されたものであり、これまでも、新実施計画に基づいて、これらの改革に対応するための取組を進めてきたところですが、今後は、その取組を更に充実・発展させていく必要があります。

・ 東京都教育施策大綱の策定

東京都においては、これからの教育の基本的な方向性を示すものとして、平成29年1月に新たな東京都教育施策大綱を策定しました。大綱においては、東京の将来像を、誰もが自ら望む教育を受けられ、可能性を伸ばせる社会と位置付けた上で、子供たちを、グローバル化の進展の中でたくましく生き抜く人間、共生社会の中で多様性を尊重し積極的に社会的役割を果たす自立した人間へと育成することを目指すとされています。

また、この東京の将来像や目指すべき子供たちの姿等を踏まえ、①全ての子供が学び成長し続けられる教育の実現、②新しい価値を創造する力を育む教育の推進、③世界で活躍できる人材の育成、④社会的自立に必要な力を育む教育の推進、⑤悩みや課題を抱える子供に対するサポートの充実、⑥障害のある子供たちの多様なニーズに応える教育の実現、⑦オリンピック・パラリンピック教育の推進、⑧子供たちの学びを支える教師力・学校力の強化を重要事項として掲げています。

・ 平成30年度都立高校入学者選抜の実施状況

平成30年度の都立高校入学者選抜においては、都立高校を志望する生徒が前年度に比べ3千人程度減少し、その結果、一部の都立高校においては欠員を生じることとなりました。一方で、個々の都立高校の応募倍率を見ると、全ての都立高校において応募倍率が一律に低下している訳ではなく、都立高校の間でも状況に差異が生まれる状況となっています。

この状況を踏まえると、都立高校が、高校への進学を希望する生徒に就学機会を確保する役割を

担う必要があることはもちろんですが、それと併せて、生徒や保護者が求める高校への期待を更に真摯に受け止め、他の高校と切磋琢磨しながら、その期待を信頼に変えていくことが求められます。

・成年年齢の引下げ

平成 30 年 6 月に、成年年齢を 20 歳以上と定めていた民法が改正され、平成 34 (2022) 年 4 月からは、18 歳以上が成年となり、ほとんどの生徒が高校在学中に成年となることとなりました。このため、進学や就職といった進路にかかわらず、義務教育を修了したほぼ全ての者に対して、自立した社会人として必要となる能力を共通して育成することのできる最後の教育機関としての高校の役割がより一層重要となり、全ての生徒の社会的自立に向けた教育の充実が求められることとなります。

(2) 新たな実施計画の策定に向けて

平成 28 年 2 月の新実施計画は、高等学校学習指導要領の改訂や高大接続改革の進展など、その当時の国の動向等を見据えて策定したのですが、高等学校学習指導要領が平成 34 (2022) 年度から実施され、高大接続改革を象徴する大学入学共通テストが平成 32 (2020) 年度から実施することとされているなど、今後、国における高校教育改革が、構想・検討段階から実行段階へとフェーズの移行期を迎えることから、新実施計画に基づく取組を着実に継続していくとともに、更に発展させていく必要があります。

また、東京は、世界でも有数の成熟した都市であり、政治・経済・文化など、あらゆる分野において我が国の中心的な役割を担っています。さらに、その高い都市機能も相まって、国内外問わず、様々な都市・地域からの人材の集積拠点でもあり、東京の教育は、東京が持つこれらの特徴を生かして発展してきました。東京で生まれ育った子供たちが、東京を支える存在へと成長する、これは、東京の発展にとって大きな強みとなり得るものです。一方で、グローバル化が進展し、更に多様性に富むものとなることが予想されるこれからの社会においては、グローバルな視点で考え、行動する力が必要であり、東京の強みを生かしつつ、それらの力を育成していくことが求められます。

情報技術がもたらす変革が、将来の社会をどのように変化させるか確証をもって答えることは困難です。しかし、AI がいかに進化しようとも、AI が社会を自動的に形成するものではなく、人間が自ら形成していくものであり、その意味においては、高校教育の役割が、生徒を社会人として自立した人間へと育成することであることには変わりはありません。

そして、平成 32 (2020) 年には、この東京の地でオリンピック・パラリンピック競技大会が開催されることとなります。東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会 (以下「東京 2020 大会」という。) の開催やその後の東京の持続的な発展に向けて、真に社会人として自立した人間を育成していくためには、社会全体の変化、さらには、その変化を踏まえた都立高校に期待される役割の変化等を踏まえて、生徒に、社会の変化を前向きに受け止めつつ、自らも学び、成長し続ける意欲をもって主体的に社会に参画し、新しい価値を創造することができる能力を育成していくことが求められます。

このため、都教育委員会においては、新実施計画に基づく取組を着実に推進するとともに、都民の期待・信頼に応え、魅力ある都立高校であり続けることを目的として、新実施計画 (第二次) を策定することとしました。

3. 都立高校改革推進計画の目的と目標

目的

教育基本法の理念を踏まえ、都立高校が生徒を「真に社会人として自立した人間」に育成する。

具体的には、「誰もが自ら望む教育を受けられ、可能性を伸ばせる社会」を実現するとともに、その中で、生徒を「グローバル化の進展の中でたくましく生き抜く人間」「共生社会の中で多様性を尊重し積極的に社会的役割を果たす自立した人間」に育成する。

この目的を具現化するため、「教育内容」、「学校設置・課程改善等」、「教育諸条件」の観点から以下の三つの目標を定めるとともに、各目標を達成するため、「全ての生徒に個に応じた適切な学びを提供し、本人の希望・適性に応じた進学・就職につなげ、生徒・保護者の期待・信頼に応える学校づくりの徹底」を基本的な考え方として、各取組の方向（施策）を展開します。

三つの目標

目標Ⅰ	次代を担う社会的に自立した人間の育成（教育内容）
東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催とその先を見据え、「知」「徳」「体」の調和がとれ、社会人としての自覚や働く意欲をもち、グローバル化や情報化が急速に進む社会で活躍できる人間を育成します。	
目標Ⅱ	生徒一人一人の能力を最大限に伸ばす学校づくりの推進（学校設置・課程改善等）
生徒の能力を最大限に伸ばす教育実践の場の充実に向けて、次代を見据えつつ、生徒や社会のニーズを踏まえながら、既存の学科の改善や新たな学校の設置等に取り組みます。	
目標Ⅲ	質の高い教育を支えるための環境整備（教育諸条件）
質の高い教育を実現するため、組織的な学校経営の強化、教員の指導力の向上、課題を抱える生徒の自立に向けた支援の充実など、様々な教育条件や支援体制を着実に整備します。	

4. 都立高校改革推進計画の性格

(1) 計画の性格

本計画は、都民の期待に応えるため、都立高校が抱える課題の解決を図り、今後の展望を明らかにする総合的な計画です。

(2) 「都立高校改革推進計画」と「実施計画」

- ・ 都立高校改革推進計画は、平成 24 年度から 10 年間を計画期間とする長期計画です。
- ・ また、都立高校改革推進計画の実現に向けた具体的な計画である実施計画は、社会状況の変化等を勘案しながら、3 年又は 4 年ごとに策定することとしています。
- ・ 具体的には、平成 24 年 2 月に、長期計画である都立高校改革推進計画の策定と併せて、平成 24 年度から平成 27 年度までの 4 年間を実施期間とする第一次実施計画を策定するとともに、その後、平成 28 年 2 月には、都立高校改革推進計画の一部改訂を行ったことに伴い、第一次実施計画に引き続く第二次実施計画としてではなく、新実施計画として、平成 28 年度から平成 30 年度までの 3 年間を実施期間とする実施計画を策定しました。
- ・ 今回策定する新実施計画（第二次）は、現行の都立高校改革推進計画のもとでは、最後の実施計画となるものであり、平成 31 年度から 3 年間を実施期間として策定するものです。

実施計画の区分	実施期間
第一次実施計画	平成 24 年度から平成 27 年度まで
新実施計画	平成 28 年度から平成 30 年度まで
新実施計画（第二次）	平成 31 年度から平成 33 年度まで (2019 年度から 2021 年度まで)

- ・ 新実施計画（第二次）の実施期間とともに、都立高校改革推進計画の計画期間が終了する平成 33（2021）年度以降、都立高校改革推進計画に基づく取組の成果等を検証し、その後の取組に反映させることとします。

5. 都立高校改革推進計画の体系図



第2部 各具体的目標の主な課題と取組の方向

目標Ⅰ

次代を担う社会的に自立した人間の育成

- 1 社会的自立に必要な「知」「徳」「体」の育成
- 2 グローバル人材の育成
- 3 オリンピック・パラリンピック教育の推進
- 4 社会的・職業的自立意識の醸成
- 5 都立高校における特別支援教育の推進

I - 1 社会的自立に必要な「知」「徳」「体」の育成 【知】

【現状と課題】

1 (1) (2)

都教育委員会は、平成 24 年度に、学習指導要領に基づく具体的な学習目標を「基礎」「応用」「発展」の段階別に示した「都立高校学力スタンダード※」を策定し、指導と評価による P D C A サイクルにより、授業改善と生徒の学力向上を図る取組を始めました。

平成 26 年度からは、各都立高校が都立高校学力スタンダードに基づき自校の学力スタンダードを設定することにより、教員間での指導方針等の共有や生徒の学力の実態把握が可能となり、授業進度の統一化や指導方法の共通化等が進みました。今後も引き続き、基礎学力の定着を図るとともに、学力の伸長に向けて組織的に取り組んでいくことが求められます。

また、都立高校学力スタンダード学力調査において、主に「基礎」段階の問題を活用する学校の中には、義務教育段階の基礎学力の定着が十分でなく、授業が理解できていない生徒が一部に見られることから、個に応じた学習を支援していく必要があります。さらに、生徒が学習の意義を見出せず、学ぶ意欲を低下させることが、学業不振や中途退学につながる一つの要因となっていることから、生徒に明確な目標を持たせ、進路実現に向けて努力できるよう支援する必要があります。

※ 都立高校学力スタンダード

学習指導要領に定めている指導内容について、具体的な学習目標を示したもの。各都立高校はこの学習目標を参考に、学校の設置目的や生徒の実態に応じて自校の学力スタンダードを策定し、組織的な指導体制で指導内容・方法の改善を図っている。

(3) 情報化の進展に伴い、視覚的な情報と言葉の結び付きが希薄になり、知覚した情報の意味を吟味し、文章の構造や内容を的確に捉えながら読み解く機会が少なくなっているとの指摘や、高校生の中に教科書の文章を読み解けていない者が少なくないとの指摘があります。このため、語彙を理解し、文章を構造的に把握する力、それを基に、文章を読み解く読解力、さらには、計算力、数学的思考力といった、全ての教科等の学習に必要な基盤的な学力を育成することが課題となっています。

(4) 言語は意思疎通の手段としての役割のほか、物事を理解・思考・判断するに当たっての媒介としての役割も有しており、言語能力は全ての学習の基礎となることから、文章で表された情報を的確に理解し、自らの考えの形成に生かすとともに、自らの考えや意見を論理的に説明したり、議論・説得したりするための論理的思考力・表現力等の言語能力を一層育んでいく必要があります。

(5) 進学指導重点校は、進学対策において都立高校を^{けんいん}牽引する役割を担っており、これまで、組織的な進学指導体制の構築に取り組み、進学実績を向上させてきました。また、蓄積されたノウハウは進学指導特別推進校や進学指導推進校をはじめ、その他の学校の進学対策にも寄与してきました。近年、進学志向が更に高まっていることから、これまでの取組を踏まえ、今後も進学指導体制の充実を図っていく必要があります。

(6) 平成 34 (2022) 年度から実施される新しい高等学校学習指導要領においては、「新しい時代に必要となる資質・能力の育成」「社会に開かれた教育課程」「主体的・対話的で深い学び」「カリキュラム・マネジメント※」の実現が求められています。これらの実現に向けては、全ての都立高校において、それぞれの特色・強みを踏まえた上で、教育目標や育成を目指す資質・能力をグランドデザイン※

として示し、それに基づいて指導の改善・発展を図ることが必要となります。

※ カリキュラム・マネジメント

教育課程に基づき組織的かつ計画的に学校の教育活動の質の向上を図っていくこと

※ グランドデザイン

カリキュラム・マネジメントを確立するために、学校の教育目標や育成を目指す資質・能力、それらを達成するための教科等における具体的な評価基準等を可視化した学校の教育活動全般の特色を示したもの

2

(1) 現在、かつて経験したことのないスピードで社会が激しく変化しつつあります。AIやビッグデータ等をはじめとした情報技術を日常的に活用することが当たり前の世の中となる中で、学校においても、ICT機器やコンテンツのもつ機能を効果的に活用した教育活動を展開し、基礎学力の定着や学力向上等につなげていく必要があります。

(2) 都立高校においては、これまで配備したパソコンやプロジェクター等のICT機器に加え、平成27年度からの3年間で、タブレット端末を各学校に1クラス分配備し、学級単位で1人1台利用できるようにしました。ICT環境は、生徒の学習意欲や関心を高め、学力を向上させるとともに、情報活用能力を育成するなど、学習活動をより効果的なものとするための重要な基盤であることから、今後、更なるICT環境の充実を進めていく必要があります。

3 (1) (2) (3) (4) (5)

これまで、人材により高度成長を遂げてきた我が国の成長基盤をより強固なものとするためには、研究者や技術者はもちろんのこと、それ以外のあらゆる職種においても、理数系分野を含めた幅広い教養と広い視野を有する人材が求められています。一方で、都立高校を卒業した生徒のうち、大学の理系学科に進学した者の割合は低水準に留まっています。また、情報技術を理解し、使いこなす能力を身に付けることが求められるこれからの社会においては、従来の理系・文系の別によらず、これらの技術の根底にある理数系分野の素養の習得がより一層重要となります。

(6) 医学部への進学を希望する生徒でクラス横断的なチームを結成し、互いに切磋琢磨し^{せつさたくま}支え合いながら進路希望の実現に向けて取り組むプログラムとして、戸山高校において「チーム・メディカル」を結成しています。チーム・メディカルでは、最先端医療に関する講演会、医学部・病院等での体験活動、医療関係者との交流のほか、クラウドを活用した個別学習時間管理等を実施しており、卒業生の成果等を踏まえつつ、取組を継続していく必要があります。

4 (1) (2) (3)

生徒・保護者の進学志向の高まりを背景として、都立高校を卒業した生徒のうち、大学等へ進学した者及び進学を希望している者の割合は6割を超える状況となっています。一方で、大学等へ進学したものの、その後、中途退学に至る学生もおり、その一因には、進学前後において、大学に対するイメージと現実との間のギャップ等があると指摘されています。このため、生徒が、大学進学後やその後の社会や職業も見据えた上で、明確な目的意識をもって、進学希望を実現できるよう、高校におけるキャリア教育を更に充実させることが重要となります。

また、高校は、社会的に自立した人間として必要となる資質・能力を育成することを目的としていますが、それを基礎とした上で、個々の生徒の興味・関心等に応じて、専門的な学びに触れる機

会を提供することを通じて、より深い知識・技能の習得とともに、自らの適性を知る契機とすることも必要となります。さらに、その学びを大学等における学びにつなげるとともに、進学後の生徒の状況の把握等を通じた高校教育の更なる充実に向けて、高大連携の推進が求められます。

- (4) 総合学科高校では、幅広い選択科目の中から、生徒自らが選択して学ぶことができ、生徒の個性を生かした学習を重視しています。その学習の集大成とも言える課題研究は、大学での研究や将来の職業等、進路実現の基盤となっていくものであることから、これを更に充実させていくことが重要です。
- (5) 都教育委員会においては、京都大学と連携協定を締結するなどして、進学指導重点校等と大学や研究機関等との連携により、生徒の大学進学を目的とする契機とすることを目的とした「志」育成事業を実施してきました。また、社会で活躍するために必要な力の育成を目的としたキャリア教育の視点に立った教科指導、進路指導を組織的・計画的に実施しています。今後、対象を進学指導研究校等の中堅校等へ拡大するとともに、連携先の拡充を図り、キャリア教育の視点に立った進路指導の充実を支援していく必要があります。

【取組の方向】

1 個々の生徒に応じた指導の充実

(1) 校内の統一的指導体制の構築

各都立高校において、自校で設定した学力スタンダードの学習内容を卒業までに着実に身に付けさせるための指導の充実を図ります。

各都立高校では、データバンクに登録された標準問題を参考に自校で作成した学力調査を実施し、学力の定着状況の把握と分析を行うとともに、学習進度や指導内容の改善を図ります。また、各教科における指導の統一化を一層推進し、生徒の学力向上につなげます。

(2) 個の状況に応じた学力向上の支援

「校内寺子屋」を設置して、義務教育段階の基礎学力の定着が十分ではない生徒に対して、放課後や長期休業日等に外部人材を活用し、個に応じた学習支援の充実を図ります。また、校内寺子屋の設置校に、学校に配備されたタブレットPCに弱点を克服する学習支援ツールを導入・実施し、設置校での取組の効果検証を行うとともに、その成果の普及を図ります。

「ゆめナビプロジェクト研究校」を指定し、学習することの意味を学ぶための企業・NPOと連携したキャリア教育の充実、高校で身に付けるべき学力の定着のための教師用指導資料「東京リ・スタディ」の活用、意欲的に学ぶことを支援するための生徒一人一人に即した指導の充実等に取り組み、その成果の普及を図ります。

(3) 学びの基盤づくりのための取組の推進

文章を読み解くための読解力をはじめとした学びの基盤となる力を、全ての生徒が身に付けることができるよう、「読解力」ワーキンググループと「自ら学ぶ力」ワーキンググループからなるプロジェクトチームを設置し、①学びの現状の把握、②つまづきの原因分析、③対応策の研究、④学習プログラムの開発を行うとともに、研究協力校における実践研究を推進します。

(4) 言語能力向上のための取組の推進

言語能力の向上で、成果を挙げている学校の指導実践を授業公開や実践報告会の開催等を通して普及するとともに、全ての都立高校において、国語をはじめとする全ての教科で言語活動を取り入れた授業の改善を進めます。また、言語能力の向上を図るため、引き続き「高校生書評合戦（ビブリオバトル）」を開催します。さらに、不読率[※]の更なる改善を図るとともに読書の質の向上を目指し、「楽しみを広げる」、「知識を得る」など、目的をもった読書や読書によって感じたことを伝える機会等を通じて、読書に主体的に関わる態度を育成します。

※ 不読率

1か月に1冊も本を読まなかった生徒の割合

(5) 進学指導重点校等における進学指導体制の整備に向けた支援

新しい高等学校学習指導要領や大学入試改革に対応するため、指導主事等が定期的に巡回し指導・助言を行うとともに、難関国立大学の教授等による最先端の研究成果等の講演を行うなど、引き続き進学指導重点校等における取組に対する支援を実施していきます。また、これらの取組の中で蓄積された知見やノウハウを、他の都立高校にも普及、還元していきます。

(6) 新しい高等学校学習指導要領に対応した能力の育成

アクティブ・ラーニングの手法を活用して、課題の発見と解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習方法を開発する「アクティブ・ラーニング推進校」、グランドデザインに基づき、カリキュラム・マネジメントを実践する「カリキュラム・マネジメント推進校」、探究的な学習を通じて、物事の本質を見極めようとする力やより良い社会を形成する力等の資質・能力を育成する「知的探究イノベーター推進校」を指定し、各推進校において研究開発に取り組んでいます。今後は、それらの取組を一層充実させるとともに、全ての都立高校への普及展開を図ります。

2 情報化社会に対応した教育の推進

(1) 都立学校スマートスクール構想の実現に向けた取組の推進

A I等を活用して、都立高校が有する生徒の状況に関する情報や知見を有機的に組み合わせることにより、各学校の課題やその解決策を可視化し、基礎学力の定着や進路実現に向けた学力の伸長といった生徒一人一人の状況に応じた個別最適化された学びの実現を目指します。

(2) ICT環境の充実

ICTパイロット校におけるモデル研究を引き続き実施するとともに、生徒が所有する情報端末を授業等で用いるための調査研究（BYOD[※]研究事業）等を実施し、その結果も踏まえつつ、無線LANの整備を進めるなど、ICT環境の整備を推進していきます。

※ BYOD (Bring Your Own Device)

業務や学校等での使用端末を自治体や法人所有の端末に限定せず、個人所有の端末を利用することを許可する利用形態

3 理数教育の推進

(1) 理数系トップレベルの人材の育成（理数リーディング校）

理数教育を牽引し、理数系のトップレベル人材の素地を育成する拠点として、理数リーディング校を指定します。科学技術、数学・理科における探究活動を充実させるとともに、数学や理科におけるものの見方・考え方を生かしながら、数理横断的な課題に向き合い、考え抜く力を育成します。

(2) 系統的・体系的な理数教育の充実（理数アカデミー）

富士高校・附属中学校において、探究活動等の充実を図り、大学や研究機関等と連携して最先端

の実験・講義を経験・受講できる機会を設けるなどの理数アカデミーの取組を行い、6年間を見通した系統的な理数教育を推進します。

(3) 理数系人材の裾野の拡大（理数研究校）

理数系の素養をもつ生徒の裾野を広げるため、大学生からの指導・助言や理数教育に関する先進校等との交流、課外活動等を通して、理数に関するテーマの研究を行い、その成果を校内や各種科学コンテスト等で発表するなど、特色ある教育活動を実施する学校を理数研究校に指定します。

(4) 大学等との連携による理数研究ラボの展開

科学技術に興味・関心のある生徒が、研究機関等を訪問して最先端の科学技術に接したり、第一線の研究者の講義や指導を受けながら継続的な研究活動を行ったりする機会を提供する理数研究ラボを大学等との連携により実施し、将来の進路実現に向けての触発・動機付けとするとともに、コミュニケーション力やプレゼンテーション力の育成を図ります。

(5) 「理数科」の設置

理数系分野の幅広い素養と情報活用能力等を高いレベルで併せもち、それらを生かして新しい価値（イノベーション）を生み出すことのできる人材を育成することを目的として、23区内及び多摩地域への「理数科」の設置に向けた検討を行います。

(6) 「チーム・メディカル」による医学部進学への支援

戸山高校において、国内外の医療現場で活躍する医師の講演等により、医学部に進学する意志を高めるとともに、予備校の知見を活用して模擬試験を分析し、教員が予備校講師と連携しながら、各学年の学習到達目標を達成するための学習方法に関する指導をきめ細かく実施していきます。

4 高大連携の推進

都教育委員会においては、生徒の大学進学への目的を明確にするとともに、大学進学後の自己の在り方や生き方を意識させる契機とすることを目的として、京都大学や東京工業大学との連携により、最先端の研究成果に触れる機会を提供してきたところですが、今後、その実績も踏まえた上で、各大学との高大連携を進めていきます。

(1) 首都大学東京との高大連携の推進

平成30年度に締結した包括連携協定に基づいて、理数研究ラボを実施するとともに、首都大学東京がもつ教育力・研究力を生かして、更なる高校教育の充実に向けた取組を進めていきます。

(2) 東京農工大学との高大連携の推進

東京農工大学との連携により、世界の第一線で活躍する研究者としての素養を高校教育から大学・大学院教育までの一貫通貫で育成する「高大連携教育プログラム」の実現に向けて、多摩科学技術高校を拠点とした研究開発を進めます。

(3) 東京学芸大学との高大連携の推進

将来の東京の教育を担う人材の育成に向けて、小金井北高校において、希望する生徒に教師としての基本的な素養や職業意識等を育成するとともに、その学びを大学での専門的な学びにつなげる「高大連携による教員養成プログラム」を東京学芸大学との連携により推進します。

(4) 総合学科高校における高大連携の推進

総合学科高校における高大連携を更に推進し、大学の高いレベルの研究手法や指導法を学ぶことにより、課題研究を深化させ、高校での学びを生かした大学との円滑な接続を実現します。

(5) 「志」育成事業の推進

都立高校生が、大学進学等進路目標を明確にするとともに、将来の自己の在り方生き方を意識させるため、大学等の連携先を拡充し、最先端の科学技術に関する講演会等を実施します。

I - 1 社会的自立に必要な「知」「徳」「体」の育成 【徳】

【現状と課題】

4 (1) (2)

自立した社会人として、これからの社会を生き抜いていくためには、生徒が自らの人生観や価値観に基づき、他者と対話し、協働しながら、より良い解決策を生み出していく力を育むことが重要であり、この点において学校における生活指導は大きな役割を担っています。これまでの取組により、生活指導上の課題は、全体として大きく改善されているものの、引き続き、組織的な生活指導を十分に行うことで、社会人としてのルールやマナーを着実に身に付けさせていく必要があります。

5

(1) 平成 26 年度に策定した「いじめ総合対策」に基づき、全ての都立高校に「学校いじめ対策委員会」を設置しました。また、平成 29 年 2 月の「いじめ総合対策【第 2 次】」には、いじめ防止等の対策を推進する六つのポイントの一つとして、「教員一人で抱え込まず、学校一丸となって取り組む『学校いじめ対策委員会』を核とした組織的対応」を掲げています。「学校いじめ対策委員会」を十分に機能させ、いじめ問題解決のための組織的対応を確実に実施していくことが必要です。

(2) 15 歳から 19 歳までの死因の第 1 位は自殺となっており、若い世代の自殺は深刻な状況にあります。平成 28 年 4 月に改正された自殺対策基本法では、学校の努力義務として、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合における対処の仕方を身に付けさせる教育を行うこと等が規定されました。さらに、平成 29 年 7 月の自殺総合対策大綱には、「自殺対策に資する教育」として、「命の大切さを実感できる教育」「様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育（SOS の出し方に関する教育）」「心の健康の保持に係る教育」の 3 点が示されています。各都立高校において、自他の生命を尊重する教育を重視するとともに、保健やホームルーム活動等の授業で、信頼できる大人に助けを求めることの大切さ等について、計画的に指導することが重要です。

6 スマートフォン等の利用が拡大する中で、それらの利用が子供の睡眠不足や集中力の低下等を招くおそれがあるとの指摘があります。また、長時間利用に伴う学力の低下や SNS 等への書き込みによるトラブルも懸念されます。都教育委員会は、都内公立学校の生徒が SNS 等の利用により、いじめ等のトラブルや犯罪に巻き込まれないようにするとともに、学習への悪影響を防ぐため、平成 27 年 11 月に「SNS 東京ルール」を策定しました。このルールに基づく指導を充実させることで、引き続き生徒が SNS 等を適正に利用することができる資質・能力を育成していく必要があります。

【取組の方向】

4 道德教育の推進と規範意識の育成

(1) 教科「人間と社会」の推進

道德教育とキャリア教育の内容を一体的に学ぶ、人間としての在り方生き方に関する教科「人間と社会」を、平成 28 年度から全ての都立高校で実施しています。引き続き、社会の現実に照らした体験活動や演習を通じて、道徳性を養い、判断基準（価値観）を高めることで、より良い生き方を主体的に選択し、行動する力を育成します。

(2) 都立高校生活指導指針に基づく指導の充実

社会人としての基本的なルールやマナーを身に付けさせる指導を組織的に実施していくため、「都立高校生活指導指針」を示すとともに、指導の充実に資する指導資料を作成して、全ての教職員による組織的な指導体制を構築し、学校における規律の維持・向上を図ります。

5 いじめ防止等の対策や自殺予防対策に資する教育の推進

(1) いじめ防止対策の推進

いじめ防止対策に効果が認められる実践事例や年間計画例を各都立高校に周知するとともに、実践事例を活用した教職員への研修を実施し、意識啓発を図ることで、「学校いじめ対策委員会」の機能強化を図っていきます。また、いじめや暴力行為等に対して見て見ぬ振りをせず、生徒たち同士で話し合い、解決に向けて行動できるようにするなど、生徒の主体的な取組を促進していきます。

さらに、都独自のいじめに関する調査等を通して、各都立高校が自校の取組状況を把握し、成果や課題等を明らかにし、不断の改善を図る仕組みづくりを充実させていきます。

(2) 自殺予防対策に関する取組の徹底

都教育委員会は、自殺予防教育を推進するため、平成30年2月に「SOSの出し方に関する教育を推進するための指導資料」を作成し、都内の全公立学校に配布しました。全ての都立高校において、教育課程及び学校経営計画に、自殺対策に資する教育の推進に向けた取組方針等を取り込み、指導資料や都教育委員会作成のDVD教材を活用した「SOSの出し方に関する教育」の趣旨を生かした授業を実施するなど自殺予防対策に関する取組を徹底していきます。

6 インターネット被害の防止と情報モラルの向上

全ての都立高校を対象に、学校非公式サイト等の監視を行い、検出した不適切な書き込みについては、サイト運営者等に対して書き込みの削除要請を行うとともに、当該校への連絡を行い、学校での指導など適切な対応を行います。また、生徒や保護者、教員を対象として、生徒のインターネット等の利用状況及び学校生活への影響等について調査を行い、その結果を指導の基礎資料として活用します。さらに、インターネット等を通じて生徒がいじめ等のトラブルや犯罪に巻き込まれないようにするとともに、学習への悪影響を防ぐため「SNS東京ルール」に基づいた取組を行います。また、情報モラル推進校を指定し、都立高校生が小・中学生に指導するスマホミーティングの取組等により、子供がインターネットを通じて他人を傷付ける行為や犯罪・トラブルに巻き込まれるおそれのある行為を行わないように指導・啓発を行います。

I - 1 社会的自立に必要な「知」「徳」「体」の育成 【体】

【現状と課題】

7

- (1) 都立高校生の体力水準を改善するとともに、東京 2020 大会の開催都市としてふさわしい、運動・スポーツに親しむ元気で活発な人間に育成していく必要があります。
- (2) 都立高校生は、全国と比較して体力下位層の割合が大きく、上位層と下位層との二極化の傾向が見られます。そのため、下位層の生徒を対象とした体力向上への動機付けや家庭や地域との連携、運動部に加入していない生徒を対象とした取組の推進等が必要となっています。
- (3) 脳神経と身体の動きを効果的に結び付け、生徒の体力向上を図ることが期待できるコーディネーショントレーニング[※]に先進的に取り組む都立高校を平成 25 年度から平成 30 年度までに延べ 17 校指定しています。今後は、東京 2020 大会を見据え、その成果を全ての都立高校に普及させていく必要があります。

※ コーディネーショントレーニング

身体を動かすことを苦手とする生徒でも、手軽に取り組むことができる運動であり、運動意欲を高めたり、自信をもって運動に取り組むことができるようにすることを目的としたもの。脳、身体に適切な感覚・運動刺激を与え、体力・運動能力を向上させることを目的としたトレーニング

(4) (5)

全国大会に出場する都立高校生の割合は、都内の高校生全体の 10 パーセント程度にとどまっております。東京 2020 大会の開催等を契機として、競技力向上に向けた取組の裾野を拡大するとともに、国内のトップレベルを目指す選手を増加させていくため、運動部活動を活性化する必要があります。そのため、都教育委員会では平成 27 年度から「スポーツ特別強化校」を指定し競技力の向上を図ってきました。その結果、関東大会の団体種目や全国大会の個人種目・団体種目に出場した都立高校生のうちスポーツ特別強化校の生徒の占める割合が全体の 5 割以上となるなど、指定前と比較すると成績が向上しており、今後も引き続き競技力の向上の取組を継続していくことが必要です。また、これらの取組に当たっては、部活動の充実の観点とともに教員の負担軽減の観点も求められています。

8

- (1) 児童・生徒の健康づくりを計画的かつ長期的に推進していくための具体的方策として、平成 26 年度に都教育委員会が策定した「都立学校における健康づくり推進プラン」を着実に実施し、生徒の健全な心と身体の育成を図る必要があります。
- (2) 薬物使用の根絶に向けた規範意識の向上を図るため、全ての生徒が、保健の授業において、薬物による健康被害について学習しています。さらに、都立高校では、警察職員、麻薬取締官 O B、学校薬剤師等を講師に招いた年 1 回以上の薬物乱用防止教室を 90%以上の学校が実施しています。しかし、近年、インターネット等により危険ドラッグを含めた薬物に関する情報の入手が容易となっています。また、危険ドラッグを含めた薬物乱用の実態としては、特に若年層による大麻の事犯が非常に増加しており、平成 25 年と平成 29 年を比較すると、20 歳未満の検挙人数が約 4 倍になるな

ど、薬物乱用防止に関するより一層の指導の徹底が求められています。

【取組の方向】

7 基礎体力や競技力の向上

(1) 「アクティブプラン to 2020」の推進

平成 27 年度に策定した「アクティブプラン to 2020」に基づき、オリンピック・パラリンピック教育の一環として、体力向上の原理・原則である「基本的生活習慣の定着」、「栄養・運動・休養の健康三原則の実施」、「アクティブライフの実践」を柱に様々な取組を展開します。

(2) パワーアップハイスクールの指定

生徒の体力や運動習慣に課題のある都立高校を対象として、体力向上を目的とした取組を充実させることにより、特色ある学校づくりを促すとともに、体力下位層の底上げを目指します。

(3) コーディネーショントレーニング地域拠点校の指定

コーディネーショントレーニングに先進的に取り組む都立高校を地域拠点校として指定し、地域拠点校が行う研修や都教職員研修センターが主催する研修により、全ての都立高校へコーディネーショントレーニングの普及を図ります。

(4) 「スポーツ特別強化校」の指定による競技力向上

「スポーツ特別強化校」において、引き続き複数の運動部活動が全国大会や関東大会へ出場することを目標として競技力向上を図るとともに、競技人口の少ない運動部活動の普及・活性化にも取り組みます。また、部活動で他県へ遠征する際の支援を行うことで、遠征先の高校生とのスポーツ交流等を通じて、競技力の向上などを図っていきます。

(5) 部活動指導員の活用による運動部活動の推進

教員の勤務負担軽減と部活動の充実を図るため、部活動指導員を配置していきます。

8 健全な心と身体の育成

(1) 健康づくり推進プランの実施

アレルギー疾患の児童・生徒数の増加など新たな健康課題に対応するため、「都立学校における健康づくり推進プラン」に基づいて、地域保健機関等と組織的な連携を図るとともに、健康づくり体制の構築、健康づくり推進のための支援、生徒の健康課題に対する環境整備、都立高校における健康教育の推進等を図り、生徒の健全な心と身体を育成していきます。

(2) 危険ドラッグ等の薬物乱用防止教育の推進

危険ドラッグを含めた薬物乱用防止について、教員向けの「薬物乱用防止に関する指導資料」を活用し、警察職員、麻薬取締官OB、学校薬剤師等を講師に招いて薬物乱用防止教室を計画的に実施するなどして、薬物乱用防止に関する指導の充実に努めていきます。

I - 2 グローバル人材の育成

【現状と課題】

1

- (1) 平成 28 年度から 3 年間、進学指導重点校や中高一貫教育校等の中から英語教育推進校を 40 校指定しました。これらの学校においては、ICT を活用した学習ソフトの導入を進めるとともに、英語力を向上させるための外部検定試験の受検への支援や生徒を対象としたオンライン英会話等を実施し、英語 4 技能のうち「聞く」「話す」を特に強化するなど、個々の生徒へのきめ細かい指導を展開してきました。その成果等も踏まえ、今後も取組を推進していくことが必要となります。
- (2) JET プログラム*による外国人青年（以下「JET 青年」という。）の招へいを拡大し、平成 27 年度には全ての都立高校（定時制課程単独校を除く。）に、JET 青年を配置しました。さらに、平成 30 年度には二人配置する学校を計 50 校まで拡大しました。JET 青年が、教員と協力しながら、より効果的な指導を行えるように、来日時研修や任用途中に実施している指導力向上研修を更に充実させていく必要があります。また、授業視察等を通じた学校に対する指導・助言を行うとともに、JET 青年を効果的に活用した授業の実践例や学習指導案を全ての都立高校で共有し、英語の授業改善を図っていく必要があります。

※ JET プログラム（「語学指導等を行う外国青年招致事業」(The Japan Exchange and Teaching Programme の略)

外国語教育の充実や地域レベルでの国際交流を推進することを目的として世界各国の外国青年を各地域に招致する、世界最大級の国際交流事業。「一般財団法人自治体国際化協会（クレア）」が、総務省、外務省、文部科学省と連携し、推進している。

- (3) 平成 29 年度に英語教育推進校 40 校のうち 20 校を TEEP*実施校として指定し、学校生活において、日常的に繰り返し英語に触れ、体験的に英語を使う機会を拡大するために、会話のきっかけとなる映像コンテンツを作成するとともに、これらのコンテンツを用いた交流やアクティビティー等を行うための校内環境整備に向けた支援を行いました。今後は、コンテンツ等の内容の充実、事業の効果検証、実施校の拡充について検討を行い、事業改善を図っていく必要があります。

※ TEEP(Tokyo English Empowerment Project)

「使える英語力」強化に向けた方針として授業の質の向上、学ぶ時間・機会の増加、学ぶ意欲・学ぶことを継続させることを目指したプロジェクト

- (4) 「世界の都市・東京」の将来を支える生徒が、国内にいながらにして、体験や実践を通じた英語漬けの環境を手軽に利用でき、英語を使用する楽しさや必要性を体感し、学習意欲の向上に寄与することを目的に、東京都英語村「TOKYO GLOBAL GATEWAY」を開設しました。今後、多くの学校が利用し、有意義な体験ができるように、民間事業者とともに内容の充実を図ることが重要となります。また、利用者の拡大に向け、教育関係者に加え、保護者に対しても、施設の意義やメリットを分かりやすく発信することが必要となります。

2

- (1) 平成 27 年度にグローバル・リーダーの育成を推進する都立学校 10 校を「東京グローバル 10」として指定し、取組を支援してきました。その後、事業効果の検証を行い、平成 30 年度から同 10 校を対象とし、新たに 3 年間の指定を行いました。平成 30 年度は、オンライン英会話など ICT を活用した英語教育、外部検定試験の受検への支援を行い、生徒の英語力の向上を図ってきました。ま

た、海外大学への進学希望者に対し、海外大学進学に向けた準備や学習に関する情報提供等の支援を行い、国際的に活躍できるグローバル・リーダーの育成を推進してきました。今後、これまでの事業の効果検証や課題の把握等を進めるとともに、事業の改善に向けた検討を進め、学校の取組を引き続き支援していく必要があります。

- (2) 多くの都立学校が国際交流に意義を感じている一方、交流先になり得る海外の学校等の情報がなく、交流先を探す余裕がない、英語やその他の外国語で相手校等と交渉するのは難しいなど様々な課題が顕在化しています。学校間交流を拡大するためには、交流活動の実践例・成果の共有をはじめ、学校に対して、効果的な支援を行うことで、より多くの学校が国際交流を行えるよう、裾野を広げていくことが必要です。そのため、平成28年度から姉妹校をはじめとする海外の学校と交流又は交流しようとする学校を「姉妹校交流推進校」に指定（平成30年度からは「海外学校間交流推進校」として指定）し、交流活動に必要な支援を行ってきました。

また、都教育委員会では、より効果的かつ広範囲に海外の学校との交流が可能となるよう、海外の教育行政機関と教育に関する覚書を締結し、交流を促進してきました。今後はこれまでの実績を踏まえ、グローバル化に対応するため更なる国際交流を推進していくことが必要です。

- (3) 都教育委員会は都内公立学校の国際交流を促進するため、交流可能先（海外の学校等）の情報を一元化し、学校からの相談対応等を行う「国際交流コンシェルジュ」を平成30年10月に開設しました。今後は、このコンシェルジュを活用し、各学校のニーズに応じた、きめ細かな支援を行い、全ての都立高校において国際交流を実現できる環境を整える必要があります。

- (4) これまでも一部の都立高校では、個別に海外からの留学生を受け入れていましたが、平成29年度に海外の生徒に東京の魅力を体感してもらう「東京体験スクール」を開始し、オーストラリアやニュージーランド等の中高生を制度的に都立高校で受け入れるようにしました。海外留学生の受入促進に当たっては、各都立高校の行事予定など、状況に応じた受入時期や規模の設定、ホームステイの在り方に関する検討など、学校が受け入れやすい環境を整備することが必要となります。また、海外留学生にとって、東京を留学先に選ぶインセンティブとなるような留学機会の創出や、効果的な情報発信が必要となります。

- (5) 都立高校生を対象とした海外留学支援事業である次世代リーダー育成道場のプログラムは、国内事前研修、海外留学、国内事後研修で構成されており、海外留学の派遣時期により二つのコースが設定されています。プログラム実施後の調査によれば、修了生の約9割以上の生徒が自身の英語力や協調性の向上を実感していることが、明らかとなっています。今後は、グローバル人材として必要な力を身に付けさせるための事前研修の更なる充実等を検討する必要があります。

- (6) 豊かな国際感覚を醸成するためには、英語のみならず、様々な言語や文化に対する興味・関心を高め、積極的に交流しようとする意欲や、将来、マルチリンガルとして世界で活躍する資質の素地を育成することが求められます。また、第二外国語を活用する機会を提供し、生徒の学習意欲を高めるとともに異文化理解の裾野を広げていくことも必要です。

3

(1) (2) (3)

日本人として世界を舞台に活躍するためには、伝統・文化など日本の良さをより一層理解することが必要です。このため、都教育委員会においては、日本の伝統・文化とその価値に対する理解を深めるため、平成 24 年度から全ての都立高校で日本史を必修化するとともに、東京都独自の日本史科目である「江戸から東京へ」テキストを都立高校の新入生全員に配布しています。加えて、教科として「江戸から東京へ」を設置している学校に対しては、補助教材「江戸から東京へ 歴史地図帳」とサブノートを無償で配布しています。

また、平成 27 年度に都独自の英語教材「Welcome to Tokyo」(Intermediate) を作成し、全ての都立高校生に配布しました。平成 28 年度には教員用の指導書を作成し、全ての都立高校に配布しました。さらに、平成 29 年度には、「Welcome to Tokyo」(Elementary, Basic)の日本語版を作成し、国際交流活動の契機として活用するため、海外の学校との学校間交流を実施する都立高校に配布しました。

平成 28 年度から平成 30 年度まで、全ての都立高校で伝統芸能鑑賞教室を実施し、体験する機会を創出することを通して、日本の伝統・文化への興味・関心を高めるとともに、その価値に気付かせ、日本文化の発信者となるための基本的な資質・能力を育成してきました。

今後も、これらの取組を通して、日本の伝統・文化に対する生徒の理解を更に促進していく必要があります。

(4) 文化部活動は、生徒が創造性を発揮しながら協力して技能を高めること等を通して、豊かな人間性を育むとともに、芸術文化の担い手を育てる活動です。現在、都立高校の文化部と運動部は、学校における部活動設置数や全国大会等への出場校数において、大きな差はありませんが、一方で、文化部の活動や成果の広報が必ずしも十分とは言えません。また、文化部活動は専門性が非常に高いことから、指導者の確保や学校間の交流、切磋琢磨せつせきたくまが一層必要な状況となっています。

4 グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会構造や雇用環境が大きく、また急速に変化するなど、予測が困難な時代となることが予想されています。これからの学校には、一人一人の生徒が、自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められます。

【取組の方向】

1 使える英語力の育成

(1) 英語教育推進校の指定

進学指導重点校や中高一貫教育校等の中から英語教育推進校を指定し、第 1 期の成果を受け、今後も英語の学習到達目標である CAN-DO リストの活用率を高めていきます。

(2) JETプログラムによる外国人指導者の活用による授業改善

JET 青年を全ての都立高校（定時制課程単独校を除く。）に配置し、更に東京グローバル 10 等には、2 人の配置を引き続き行います。JET 青年の活用により、英語の授業における教員とのチーム・ティーチングの実施、部活動や学校行事等における生徒との日常的な交流等を通じて、生

徒の実践的な英語力の育成や国際教育の推進を図っていきます。

(3) 東京イングリッシュ・エンパワーメント・プロジェクト（TEEP）の実施

生徒が、学校生活において日常的に繰り返し英語に触れ、体験的に英語を使う機会を拡大するために、会話のきっかけとなるオンデマンドでの映像コンテンツを配信し、JET青年がこのコンテンツを活用することにより、生徒が実践的な英語によるコミュニケーション能力を身に付けられることを目指します。

(4) 「TOKYO GLOBAL GATEWAY」の活用

官民連携事業のメリットや東京ならではの強みを生かし、これまでにはない施設・サービスを構築し、英語教育改革の推進力としていきます。学校での授業を補完し、相乗効果が達成できるよう、学校教育との連携を多方面から実現させていきます。また、より多くの生徒が利用できるよう、施設・サービスの意義や内容について、幅広く広報活動を行い、学校を中心に活用を促していきます。

2 豊かな国際感覚の醸成

(1) 東京グローバル10の取組

「東京グローバル10」指定校において、引き続き、オンライン英会話などICTを活用した英語教育や外部検定試験の受検への支援を行い、生徒の英語力の向上を図っていきます。また、海外大学への進学希望者に対し、海外大学進学に向けた準備や学習に関する情報提供等の支援を行い、将来、国際的に活躍できるグローバル・リーダーの育成を図っていきます。

(2) 海外との学校間交流の促進

都教育委員会は、覚書を締結している国や地域をはじめとする海外の教育行政機関と連携し、都立高校と海外の学校とのマッチングを支援するとともに、国際交流に関して先進的な取組を行っている高校を「国際交流リーディング校」として指定し、その事例等について、グローバル人材育成に関するウェブサイト「東京ポータル」等を活用し、幅広く情報提供を行っていきます。

(3) 国際交流コンシェルジュの活用

国際交流コンシェルジュでは、海外の学校情報や、都立高校をはじめとする学校の基本情報、ニーズ等を登録する国際交流データベースを構築します。また、相談員を配置して、海外や都内公立学校からの国際交流に関する相談に対応していきます。さらに、海外の教育行政機関と連携して、海外の学校等の新規開拓を行うほか、学校間のマッチングも行っていきます。

(4) 海外からの留学生受入れの促進

海外教育行政機関等と連携し、短期留学を中心とする海外からの留学生の受入れを促進します。平成29年度から開始した「東京体験スクール」を引き続き実施し、モデル事例として他校へ広く紹介するなど、情報共有を進めていきます。また、「東京体験スクール」経験者の同窓会の立ち上げなどにより、経験者ネットワークを構築するなど、東京への留学機運を更に高めていきます。

(5) 次世代リーダー育成道場の実施

生徒に海外留学を経験させる「次世代リーダー育成道場」を引き続き実施し、その中で、海外留学に必要な語学力、問題解決能力、チャレンジ精神等を更に高めるとともに、日本の歴史や伝統・文化の理解を深めるため国内事前研修を行います。また、海外で学ぶ意欲を高めるために留学フェアの開催や専用ホームページでの情報提供を行い、海外経験の有用性を広く発信していきます。

(6) 多言語学習の充実

多様な言語を学ぶ環境を充実させるため、英語以外の7か国語（中国語、フランス語、ドイツ語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ロシア語及びイタリア語）の科目について、単位制高校や総合学科高校等への設置を推進していくとともに、設置する学年や授業レベル、講座数の拡大について検討していきます。また、都立高校での2か国語の語学部活動等の設置を支援し、講師を派遣することで、生徒の興味・関心を高め、様々な言語を用いて積極的に交流しようという意欲を高めていきます。

3 日本人としての自覚と誇りの涵養

(1) 伝統芸能鑑賞教室の実施

外国人と良好な人間関係やコミュニケーションを築く上での基礎となる日本の伝統・文化について生徒の理解を促進し、その良さを発信できるようにしていくため、全ての都立高校で伝統芸能鑑賞教室を実施します。

(2) 都独自の英語教材「Welcome to Tokyo」の活用

東京2020大会の開催を見据え、日本・東京の文化、歴史等の理解の促進及び英語による発信力の向上を図るため、引き続き、「Welcome to Tokyo」の活用を図っていきます。また、国際交流活動を進めるため、「Welcome to Tokyo」(Elementary, Basic)日本語版の活用を進めていきます。さらに、タブレット端末等での活用を想定し、デジタル化に向けた検討を行っていきます。

(3) 日本史の必修化

日本の伝統・文化に対する理解を深めるとともに、近現代史の大きな歴史の流れを総合的に理解させるため、引き続き日本史を必修とし、授業の充実を図っていきます。日本史の必修化により、多面的・多角的な考察や深い理解を通して涵養される日本国民としての自覚、我が国の国土や歴史に対する理解、他国や他国の文化を尊重することの大切さについての意識等を深めます。また、「江戸から東京へ」の普及啓発を図り、国際社会に生きる日本人としての自覚と誇りを養うとともに、多様な文化を尊重できる態度や資質を育みます。

(4) 全国高等学校総合文化祭東京大会に向けた文化部活動の振興

文化部活動の成果や魅力を都内の全ての高校に普及・啓発し、文化部活動の設置促進や指導者の育成を進めていきます。また、「文化部推進校」「文化部新設置推進校」を指定し、他校との合同練習や教員間の情報交換会を実施していきます。さらに、平成34(2022)年度に開催される第46回全国高等学校総合文化祭東京大会までの取組を通して、活動の成果や魅力を都内の全ての高校に発信するとともに、我が国や世界の芸術文化の継承や発展に貢献できる人材の育成を図っていきます。

4 持続可能な社会づくりの担い手の育成

「持続可能な社会づくりに向けた教育推進校」を指定し、生徒が各教科等で得た知識や考え方を活用し、主体的・対話的で深い学びを通して、思考・判断・表現しながら課題解決を図る取組を推進していきます。これらの学校において、持続可能な社会づくりに向け、自然環境や地域・地球規模等の諸課題について、生徒一人一人が自らの課題として考え、解決していくための能力や態度の育成を図るため、引き続き、授業改善を行うとともに、教科等横断的な視点による組織的な取組や、外部人材等の地域の教育資源の活用等を検討していきます。

I-3 オリンピック・パラリンピック教育の推進

【現状と課題】

1 平成 28 年 1 月に「東京都オリンピック・パラリンピック教育」実施方針を策定し、それに基づいて、全ての都立高校において、オリンピック・パラリンピック教育を展開しています。これにより、生徒の良いところを更に伸ばし、弱みを克服するための取組を推進し、国際社会に貢献し、東京、そして日本の更なる発展の担い手となる人材を育成するとともに、東京 2020 大会の経験を通じて、その後の人生の糧となるようなかけがえのないレガシーを生徒一人一人の心と体に残していきます。具体的には、レガシーとして、生徒に身に付けさせる五つの資質を、「ボランティアマインド」「障害者理解」「スポーツ志向」「日本人としての自覚と誇り」「豊かな国際感覚」と設定し、この五つの資質の育成を図るために、四つのプロジェクト「東京ユースボランティア」「スマイルプロジェクト」「夢・未来プロジェクト」「世界ともだちプロジェクト」を展開しています。

平成 28 年度から 4 年半にわたる東京都オリンピック・パラリンピック教育は、東京 2020 大会以降も、レガシーとして各都立高校の教育活動に長く引き継がれることが求められています。

【取組の方向】

1 オリンピック・パラリンピック教育の推進

引き続き、オリンピック・パラリンピック教育を全ての都立高校で推進します。平成 30 年度からは、生徒たちが来るべき共生社会の担い手となること等を踏まえ、五つの資質の中で、特に「ボランティアマインド」「障害者理解」「豊かな国際感覚」を重点的に育成することとしました。今後、学校の特色化に結び付く教育活動を更に充実させたり、新たな教育活動を展開したりしながら、レガシー構築に向けた取組を進めていきます。

これを確実に実施するために、平成 31 (2019) 年度から全ての都立高校において、オリンピック・パラリンピック教育のレガシー構築を学校経営計画等に明確に位置付け、東京 2020 大会以降も見通した中長期的な教育活動を展開していきます。さらに、平成 34 (2022) 年の第 46 回全国高等学校総合文化祭東京大会の成功に向けて、オリンピック・パラリンピック教育のレガシーが様々な形で発揮される仕組を構築していきます。

(1) ボランティアマインドの醸成

生徒のボランティアマインドを更に醸成していくため、「東京ユースボランティア」を継続します。具体的には、「東京ユースボランティア・バンク」による、ボランティア情報の配信を更に充実させるとともに、新たに全ての都立高校に「ボランティアサポートチーム」を編成し、各学校で組織的、計画的にボランティア活動が一層推進される仕組を構築します。また、都立高校生等によるボランティアサミットを開催し、都立高校全体で社会貢献の機運を高め、共生社会実現の担い手としての意識向上を図ります。さらに、東京 2020 大会開催時には、多くの生徒が様々な形でボランティアとして活躍できるよう、関係機関等と調整を図っていきます。

(2) 障害者理解の促進

生徒の障害者理解を更に促進するため、「スマイルプロジェクト」を継続します。また、「夢・未来プロジェクト」におけるパラリンピアン等のアスリートの学校派遣等も実施していきます。加えて、今

後のパラスポーツ振興にも貢献できるよう、指導者拡充の取組や、パラスポーツ競技の観戦・体験機会の更なる創出にも取り組んでいきます。東京 2020 大会開催時には、生徒が日本や諸外国のパラリンピアンを直接応援できるよう、関係機関等と調整を図っていきます。

(3) 豊かな国際感覚の醸成

生徒の豊かな国際感覚を更に醸成していくため、「世界ともだちプロジェクト」を継続します。具体的には、各都立高校における世界の様々な国や地域の言語、文化、歴史等の学習を更に推進するとともに、国際交流コンシェルジュを活用することにより、地域在住の留学生や大使館等との交流、海外現地校との交流等を一層促進し、世界各国の人々とのコミュニケーション機会の創出を図ります。また、東京 2020 大会開催時には、生徒が日本や諸外国の選手を、競技会場等で直接応援できるよう、関係機関等と調整を図ります。

I - 4 社会的・職業的自立意識の醸成

【現状と課題】

1

- (1) 選挙権年齢の引下げに伴い、生徒が、より一層社会との関わりをもち、社会の一員であることを自覚するため、主権者教育を、「法」に関する教育、金融・金銭教育、租税教育、社会保障に関する教育等とともに充実させながら、社会人としての素養を養い、主権者意識を醸成してきました。

平成34(2022)年度からは成年年齢が満18歳に引き下げられるため、生徒自身が自ら考え、自己実現を図るとともに、積極的に社会に参画する主体として自立することや、他者と協働してより良い社会を形成する資質・能力を育成することが一層重要になります。また、成年年齢の引下げにより懸念されている消費者被害の未然防止の観点から、消費者教育を充実させる必要もあります。

- (2) 企業や大学、若者支援に関する専門的知見を有するNPO等と連携し、高校生が社会や職業について、実感をもって理解しながら、将来、社会人・職業人として生活していくために必要な能力等を身に付けることができる多様な参加体験型の教育プログラムを、普通科高校を中心に実施してきました。しかし、教育プログラムの単発的な導入に留まっている学校もあり、系統的・継続的な活用ができていないという課題があります。引き続き、本教育プログラムの実施を通して、系統的・継続的なキャリア教育を支援する取組を進めていく必要があります。

2

- (1) 学校・家庭・地域が連携して防災教育を推進し、社会貢献意識と実践力を向上させていくため、「防災ノート」の活用や合同防災キャンプ等の取組を行っています。今後も、防災に関わる知識を計画的に習得させ、その知識を活用できる生徒の育成や、地域社会での防災ボランティアや防災リーダーとなる人材を育てていくことが重要です。

- (2) 「ボランティア活動推進校」を指定し、その成果の普及等を通じて、全ての都立高校でのボランティア活動の推進に取り組んでいます。今後は、東京ユースボランティアバンクやオリンピック・パラリンピック教育の活用、地域のボランティアセンターとの連携を強化していく必要があります。

【取組の方向】

1 キャリア教育の推進

(1) 主権者意識等の醸成

社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現し、現実社会の諸課題を自らの問題として捉え、考え、判断する能力を育成するため、職業意識の醸成を図るとともに、主権者教育を一層充実していきます。また、大人としての自覚を育むため、「人間と社会」をはじめとする教育活動全体を通じて、「法」に関する教育や金融・金銭教育、租税教育等と関連付けながら自由・権利と責任・義務等の理解を基に、各人の意見や利害の対立を捉え、公平・公正に調整するなどして、他者と協働してより良い社会を形成する力を育成していきます。さらに、消費者の権利と責任を踏まえた自立した消費行動をとることができる、社会の形成者として必要な資質・能力を育成します。

(2) 企業・NPO等との連携によるキャリア教育の推進

企業や大学、NPO等との連携の下、普通科高校を中心に、学校ニーズに対応した多様な参加体験型の教育プログラムを導入する「都立高校生の社会的・職業的自立支援教育プログラム事業」を引き続き実施するとともに、系統的なキャリア教育を進めていきます。

2 社会貢献意識と実践力の育成

(1) 防災教育の充実

社会貢献意識と実践力を育成するため、防災ブック「東京防災」と連携した「防災ノート」の活用等による防災教育を通して、学校・家庭・地域が一体となった取組を進めていきます。また、阪神淡路大震災や東日本大震災等の教訓を踏まえ、地域や関係機関と連携した実践的な防災教育を引き続き実施し、自助・共助の精神を醸成します。

さらに、地域社会で防災リーダーや防災ボランティアとして活躍できる人材を育成するため、東日本大震災の被災地を訪問し、復興支援ボランティア体験や現地の高校生との交流活動を行う合同防災キャンプの実施を通して、「防災士」の資格を取得させ、災害発生時に地域に貢献できる人材を育成します。

(2) ボランティア活動の推進

ボランティア活動推進校では、自発的にボランティア活動を行うとともに、ボランティア活動に興味・関心のある生徒によるボランティアサポートチームを編成しています。ボランティアサポートチームはボランティアサミットを企画・運営等するとともに、サミットを通じて、推進校のボランティア活動を全都立高校に周知するなどして、拡充していきます。

平成 31（2019）年度からは全都立高校でボランティアサポートチームを編成し、各都立高校でボランティア活動を校内へ広げ、拡充していきます。東京 2020 大会後は、平成 34（2022）年の第 46 回全国高等学校総合文化祭東京大会への参加に向けて取組を進めるなどして、ボランティアサポートチームで培った精神をレガシーとして継承していきます。

I - 5 都立高校における特別支援教育の推進

【現状と課題】

- 1 都教育委員会は、これまで、東京都特別支援教育推進計画に基づき、都立高校における特別支援教育の推進体制を整備してきました。そのような中、平成 28 年 4 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されるとともに、平成 28 年 12 月の学校教育法施行規則の改正により、高校における通級による指導が制度化され、平成 30 年 4 月から施行されました。

平成 30 年度に実施した調査によると、都立高校における発達障害の可能性のあると考えられる生徒の在籍率は 3.7 パーセントとなっています。学校ごとに学科や教育課程が多様である上に、発達障害のある生徒の在籍状況や生徒一人一人の進路希望先等が異なることから、それぞれの実態に応じた指導・支援を行っていく必要があります。

そのため、発達障害教育に係る指導内容の充実等に取り組み、教材の開発や手引の作成のほか、心理の専門家の活用事業を拡充するなど相談支援体制の整備を行ってきました。今後もこうした取組を継続していくことにより、発達障害のある生徒の将来の自立と社会参加・貢献を実現できるようにしていく必要があります。

※ 発達障害

発達障害者支援法では「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されている。

【取組の方向】

1 特別支援教育の推進・充実

(1) 発達障害教育環境の整備

発達障害のある生徒の在籍者数等にかかわらず、生徒の状態に応じた指導・支援を実施するため、土曜日等に、学校外で民間のノウハウを活用しながらソーシャルスキルの学習等の特別な指導・支援（コミュニケーションアシスト講座）を、引き続き、実施していきます。

(2) 発達障害教育に係る指導内容の充実と組織的な対応

自己の障害に関する理解と社会性を向上させるための指導や、現場実習を含むキャリア教育を実施することを目的とした学校設定教科・科目等で活用できる教材を開発し、モデル校で活用してきました。今後も引き続き、必要な学校に教材を配布し、指導の充実を図ります。

あわせて、発達障害のある生徒にとって分かりやすい授業展開の方法や、適切な行動を促す行動支援の方法等について研究開発を行うとともに、指導の手引等を活用し、ユニバーサルデザインの考え方[※]に基づき、発問や指示が理解しやすく、活動の見通しをもちやすいなど、障害特性に応じた授業や行動支援を行います。

※ ユニバーサルデザインの考え方

障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のこと。

(3) 高校における通級による指導の充実

都立高校における発達障害のある生徒の通級による指導については、平成 30 年度から秋留台高校をパイロット校として検証を行っています。パイロット校での指導内容・方法等の検証を踏まえた上で、今後の通級指導の仕組みを検討していきます。

目標Ⅱ

生徒一人一人の能力を最大限に伸ばす学校づくりの推進

- 1 国際色豊かな学校の拡充
- 2 専門高校の改善
- 3 中高一貫教育校の改善
- 4 定時制課程・通信制課程の改善
- 5 島しょ高校の改善

Ⅱ－1 国際色豊かな学校の拡充

【現状と課題】

1 在京外国人や訪日観光客の増加に伴い、東京は、異なる文化的背景をもつ人々が暮らす多様性に富む社会へと変化しつつあり、広い視野をもち、国境を越えて相互に理解し合うことの必要性が高まっています。この流れは、東京 2020 大会の開催等を契機に、今後、一層加速していくことが予想されます。こうした新たな時代においては、将来、世界を舞台に活躍し、東京や日本の未来を担うとともに、東京の発展を支え、リードする人材を育成していくことが求められています。

これに応えるため、新国際高校（仮称）や小中高一貫教育校の設置を着実に進めるほか、平成 27 年 4 月に国際高校に開設した「国際バカロレア※コース」における教育を更に充実させ、多様な価値観を受容し、豊かな教養と世界で通用する語学力を備えた人材を育成していく必要があります。

※ 国際バカロレア

国際バカロレア機構（本部：ジュネーブ）が実施する国際的な教育プログラム。生徒の年齢に応じたプログラムがあり、このうち高校相当のディプロマ・プログラム（DP）では、2 年間のカリキュラムを履修し、最終試験を経て所定の成績を収めると、国際的に認められる大学入学資格（国際バカロレア資格）が取得可能。国際バカロレアのスコアは、国内外の大学において、入学者選抜等に広く活用されている。

【取組の方向】

1 国際色豊かな教育環境の整備

(1) 新国際高校（仮称）の設置

豊かな教養と論理的思考力、高いコミュニケーション能力を有し、国際社会において他者と協調しながら課題解決に取り組むことができる人材を育成するため、新国際高校（仮称）の開設準備を着実に進めます。新国際高校（仮称）においては、リベラル・アーツ教育※や探究的な学習の充実等による幅広い教養を基礎として、海外の大学や教育研究機関等との連携を進めるとともに、アメリカをはじめとした海外大学への進学支援を行い、生徒がグローバルに進路を選択できる学習環境を整備します。

※ リベラル・アーツ教育

思考力・判断力のための一般的知識の提供や知的能力を発展させることを目標とする教育

(2) 小中高一貫教育校の設置

小学校第 1 学年からの英語教育等を通じて、高い語学力と豊かな国際感覚を備え、世界で活躍できる人材を育成していくため、立川国際中等教育学校に附属小学校を設置し、12 年間一貫した教育課程を実現した小中高一貫教育校の開設準備を着実に進めていきます。

(3) 国際バカロレア教育の充実

平成 29 年度に卒業した国際高校の国際バカロレアコース第 1 期生の国際バカロレア資格（フルディプロマ）の取得状況や海外大学への進学実績等を踏まえ、海外大学進学指導のノウハウ等を蓄積していくとともに、国際バカロレア教育の更なる充実に向けた支援を行います。また、国際高校における実践的な研修に加えて、大学院や海外への派遣研修等を通じて、国際バカロレアのカリキュラムを英語によって行うことができる教員を計画的に育成していきます。

Ⅱ－２ 専門高校の改善

【現状と課題】

1

(1) 安心・安全な農産物へのニーズが世界的に高まる現代社会においては、これらを提供していくために必要な、適切に工程管理された農業経営が不可欠となっています。農業系高校は、就農者はもとより食に関する様々な人材を育成する役割も担っていることから、安心・安全な最新の農業教育を実施することに加えて、農産物が社会に提供されていく過程の学習を充実することも重要です。

(2) (3) (4)

工業高校は、これまで、ものづくり人材を育成・輩出し、東京の産業の発展を支える重要な役割を果たしてきています。一方で、従来から指摘があるように、普通科高校と比較して、積極的に志望する生徒の割合が少なく、中途退学率も高いといった課題が明らかとなっています。また、民間企業の採用増加等を背景として、工業科の教員採用選考への応募者が減少傾向にあるとともに、各工業高校に整備されている施設設備は老朽化が進んだものが数多くあるなど、工業高校を支える人的・物的環境にも課題が見られる状況となっています。

さらに、人口減少社会の到来やグローバル化の更なる進展、情報技術等の技術進歩等に伴う産業構造の変化など、現在、日本の産業を取り巻く環境や前提条件が大きく変動しており、その変化への対応も求められます。

(5) ビジネスを取り巻く環境が大きく変化する中で、簿記や会計等に係る知識や技術に加え、ビジネスを考え、動かし、変えていくことができる力を身に付けることが必要となっています。こうした中で、商業科で学んだ専門性を実社会で活用できるよう、企業や地域との連携を図り、ビジネスを実地に学ぶ実践的な商業教育を展開するため、平成30年度に商業高校の商業科（全日制課程）をビジネス科に改編し、第1学年の「ビジネス基礎」において東京都独自作成の副教材「東京のビジネス」を活用した東京の地域やビジネスについて調査・研究する授業を実施しています。また、ビジネスを実地に学ぶ機会を拡充するために、企業や地域社会等と共同した商業教育の支援を行う組織として、平成30年7月に「商業教育コンソーシアム東京」を開設するなどの取組を進めており、今後、商業教育の改革を更に進めていく必要があります。

(6) 江戸開府から400年以上の歴史をもつ東京には、「宝物」とも言うべき様々な伝統工芸品や匠の技等がありますが、その魅力や価値が十分に消費者に伝わっていない状況が見受けられます。また、後継者不足等の問題から、長い歴史の中で大切に守られてきた優れた技が、次第に衰退していくことが危惧されています。そのため、伝統工芸や匠の技に対する興味・関心を高める取組を充実し、東京の「宝物」を守り、育てていく人材を育成することが必要です。

(7) 共働き世帯の増加や超高齢社会の到来により、保育や介護等の分野で活躍する人材の育成が喫緊の課題となっていることや、調理師を養成できる家庭科の入学者選抜の応募倍率が高い状況にあることから、これらのニーズに応えていく必要があります。

(8) 我が国は国土の全てを海に囲まれ、物流の99パーセント以上を海洋に依存する海洋国家です。ま

た、都は国際戦略港湾である東京港を抱え、国内の排他的経済水域の38パーセントを有しています。このような状況の中で、真に国際社会で活躍できる海洋人材を育成していくことが求められています。このため、こうした人材を育成する大島海洋国際高校において、教育内容や実習内容の改善・充実を図るとともに、特色ある教育内容を実現するための教育環境を整備していくことが必要です。

【取組の方向】

1 専門高校の改善・充実

(1) GAP 認証の取得と教育活動への展開

農業系高校において、食品安全や環境保全、作業工程の効率化など、GAP※の取組を通して農産物の生産だけでなく、農業経営について学習する機会を提供し、将来の東京の農業を支える人材（農業マイスター）を育成していきます。あわせて、各認証団体等による認証を取得し、認証を受けて生産した農産物を、東京2020大会で提供する取組を推進していきます。

※ GAP (Good Agricultural Practice:農業生産工程管理)

農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組のこと。農業高校や農業大学校において、生徒・学生がGAPを学び、自ら実践することで、農業生産技術の習得に加えて、経営感覚を兼ね備えた人材として必要な資質・能力の育成に資することが期待される。

(2) 「ものづくり立志事業」(仮称)の実施

ものづくりへの興味・関心を高め、キャリア意識を培うことを目的として、各校が状況に応じ、熟練技術者による高度な技術の実演や最先端の技術をもつものづくり企業への現場訪問、基礎的な製作体験等の取組を行う「ものづくり立志事業」(仮称)を実施します。

(3) 工業科教員の確保

工業科教員を確保するために、高等学校教諭免許状(工業)が取得可能な大学での教員採用説明会の実施を拡大するなど、受験者拡大の取組を検討します。

(4) 工業高校の在り方についての検討

中長期的な将来の工業高校の在り方について、社会状況や産業構造の変化等を踏まえ、教育界や産業界、生徒・保護者等の意見も踏まえながら検討していきます。あわせて、各工業高校の施設設備の計画的な整備・更新に向けて検討を進めます。

(5) ビジネスを実地に学ぶ商業教育への改革

「商業教育コンソーシアム東京」では、商業高校の生徒の資質・能力の伸長を図るため、引き続き、企業や地域社会等との連携を継続的に進めていきます。

また、商業高校において、実社会でのビジネスに直結した授業の充実を図ることを目的として、「商業教育コンソーシアム東京」の支援を受けながら、「東京のビジネス」の活用方法とともに、企業や地域と連携した市場調査や商品企画を行う学校設定科目「ビジネスアイデア」の指導方法の開発を行います。「ビジネスアイデア」においては、クラウドファンディングを活用した資金調達法をはじめとして、実践的なビジネス手法について学ぶ機会を提供します。また、成果発表の場となる「ビジネスアイデア発表大会」を実施し、生徒が互いに刺激を受け合いながら、切磋琢磨する機会を創出します。これらの取組を通して、実務的職業人(ビジネスマイスター)を育成していきます。

(6) 産業高校における新たな類型の設置

東京都独自の専門学科である産業科※を設置する橘高校において、生産から流通、消費までを一貫

して学ぶ教育内容を通じて、伝統工芸や匠の技といった東京の「宝物」の良さや魅力に対する興味・関心を高め、将来のものづくりマイスターとなり得る人材を育成することを検討していきます。

※ 産業科

キャリア教育を充実し、ものづくりから流通、販売までを総合的に学び社会に貢献する人材育成を行う専門学科

(7) 家庭・福祉高校（仮称）の設置

調理師の養成や、不足が見込まれる保育人材を育成する家庭科と、超高齢社会に対応した介護人材を育成する福祉科とを併せもった高校として家庭・福祉高校（仮称）の設置に向けた準備を引き続き進めます。

(8) 大島海洋国際高校の学科改編と海洋教育の充実

大島海洋国際高校において、船舶運航技術、海洋生物、海洋産業、海洋探究の4分野の学習を効果的に進めていくため、教育内容や実習内容の改善・充実を図るとともに、国際科から水産科への改編を検討します。

Ⅱ－3 中高一貫教育校の改善

【現状と課題】

1 都立中高一貫教育校 10 校（中等教育学校 5 校、併設型中高一貫教育校 5 校）では、高校受検のないゆとりある学校生活や幅広い異年齢集団による活動といったメリットを生かし、中・高 6 年間を見通して、各校が工夫を凝らした特色ある教育活動を展開しており、生徒の学習への興味・関心の向上や思考力・判断力・表現力等の伸長が図られるとともに、科学オリンピック等の各種大会や進学などにおいて様々な成果・実績が上げられています。

こうした成果・実績を積み重ねてきたことにより、中学校段階からの高い入学ニーズがある一方で、併設型中高一貫教育校における高校からの入学については、6 年間一貫教育という中高一貫教育のメリットを享受できないこと等もあり、選択肢となる他の高校が近隣に多くあるという東京都の特性と相まって、中学生の志望状況が低調であり、そうした中で併設型中高一貫教育校における中高一貫した教育活動等の展開に制約が働いています。

【取組の方向】

1 中高一貫教育校の改善・充実

都立中高一貫教育校のねらいとする計画的・継続的な 6 年間一貫教育を一層推し進めていくために、取組の更なる改善・充実を図ります。

(1) 中学校段階の生徒による切磋琢磨^{せつさたくま}の機会の創出

都立中高一貫教育校の教育を一層推進するため、都立中高一貫教育校 10 校が連携して、中学校段階において、ディベートや探究的な学習の成果等のプレゼンテーションのコンテストを実施するなどして、生徒同士が切磋琢磨^{せつさたくま}する機会を創出し、社会の様々な場面・分野で活躍するリーダーの育成を図ります。

(2) 併設型中高一貫教育校の改善

都立中高一貫教育校のねらいとする将来のリーダーとなり得る人材の育成に向けて、6 年間一貫した教育をより一層推進するため、高校段階での生徒募集を停止するとともに、中学校段階からの高い入学ニーズを踏まえ、中学校段階での生徒募集の規模の拡大を含めて検討します。

Ⅱ－４ 定時制課程・通信制課程の改善

【現状と課題】

1

- (1) 従来、定時制課程の高校は、昼間に学校に通うことができない勤労青少年の学びの場となってきました。しかし今日では、学習習慣や生活習慣等に課題がある生徒や、小・中学校時代に不登校を経験した生徒、外国人の生徒など、多様な生徒が在籍するようになっていきます。

このような多様なニーズに対応すべく、チャレンジスクールや昼夜間定時制高校を設置し、規模拡大に取り組んできましたが、平成30年度入学者選抜においても、チャレンジスクールの応募倍率は1.59倍であり、入学希望に十分に答えられていない状況があります。

チャレンジスクールは、小・中学校時代に不登校経験のある生徒を主に受け入れる高校で、都立高校の中でも入学希望者が多く、入学者選抜の応募倍率が高い水準で推移しています。また、多摩地域では昼夜間定時制高校である八王子拓真高校にチャレンジ枠があるものの、チャレンジスクールは設置されていません。このため、新実施計画において、チャレンジスクール2校の新設と、既存のチャレンジスクールと昼夜間定時制高校の学級増を行い、規模拡大を図ることとしました。

- (2) 夜間定時制課程は、第二次募集以降では全日制課程の高校等への進学希望がかなえられなかった生徒のセーフティネットの機能をもっていますが、新実施計画策定後も、夜間定時制課程を希望する生徒は減少を続けています。平成30年度入学者選抜においては、募集人員に対する在籍生徒数の割合は51.2パーセントにまで低下し、入学者が10人以下の学校が複数に上るほか、単学級化も更に進行しています。また、夜間定時制課程に進学した生徒のうち勤労青少年の割合は、昭和40年度には88.3パーセントに上りましたが、平成30年度は3.9パーセントとなっています。

- (3) 定時制課程の高校では、スクールカウンセラーの拡充や「構成的グループエンカウンター」プログラム※の実施など様々な取組により、多様な生徒の学習活動を支え、進路実現や社会的自立を促進していますが、中途退学率は依然として高い水準にあります。そのため、学習支援や相談支援を一層充実し、更なる中途退学の防止や一層の進路実現を図る必要があります。

※ 「構成的グループエンカウンター」プログラム

生徒同士や教員との人間関係・信頼関係づくりができるよう、他者との触れ合いを意図的に構成し、円滑な人間関係を築く力を身に付けるプログラム

- (4) 定時制課程で学ぶ生徒のための給食の在り方については、これまで他県の動向や生徒に対するニーズ調査を行うなど検討を進めてきました。定時制課程の高校を取り巻く状況の変化等を踏まえながら、今後も引き続きその在り方について検討を進めていく必要があります。

- #### 2
- 通信制課程の高校は、全日制や定時制の高校に通学することができないものの、学ぶ意欲のある生徒に対して高校教育を受ける機会を提供しています。そのため、全日制や定時制を中途退学した生徒や、不登校の経験がある生徒、基礎学力が十分に身に付いていない生徒など、多様な生徒が在籍しており、学力や意欲の差が大きくなっています。一方、通信制課程の高校の学習は自学自習が基本であることに加え、定時制課程と併置されており時間と場所が限られていることから、生徒一人一人に対しきめ細かく指導することが難しいのが現状です。このような状況を踏まえ、引き続き、

通信制課程の高校のセーフティネットとしての機能の充実を図る必要があります。

【取組の方向】

1 定時制課程の改善・充実

(1) チャレンジスクール等の新設や規模拡大

チャレンジスクールについて、平成 30 年度に桐ヶ丘高校、大江戸高校及び六本木高校の規模拡大を行いました。今後、足立地区チャレンジスクール及び立川地区チャレンジスクールの新設に加え、既存のチャレンジスクールや昼夜間定時制高校の夜間部の学級増による規模拡大を、入学者選抜の状況等を踏まえながら順次実施します。これにより、不登校経験等のある入学希望者がより多く入学できるように適正な規模と配置を実現します。

(2) 夜間定時制課程の一部閉課程

チャレンジスクールの新設やチャレンジスクールと昼夜間定時制高校の夜間部の規模拡大を行い、夜間定時制課程の応募の状況の推移等を考慮しながら、一部の夜間定時制課程を閉課程します。

(3) チャレンジスクール・昼夜間定時制高校の充実

チャレンジスクール及び昼夜間定時制高校において、午前部・午後部・夜間部に分かれている授業時間帯のより柔軟な運用による学習の充実など、多様な生徒の個々の状況に合わせた教育環境の提供を行い、社会的に自立できる力の育成を図っていきます。

(4) 定時制課程の給食の在り方の見直し

定時制課程における給食について、喫食状況の変化の背景や多様化する生徒のニーズ等を多面的に分析し、定時制課程で学ぶ生徒に対する食の提供方法等の検討を行っていきます。

2 通信制課程の改善・充実

(1) ICTの活用による通信制課程の改善・充実

通信制課程の高校において、多様な学習ニーズに応じていく必要があるため、ICTを活用することにより、時間や場所の制約を超えていつでもどこでも学習や相談ができるようにするとともに、基礎・基本の学習コンテンツの活用促進や、学習状況のタイムリーな通知等により学習意欲の向上を図るなど、通信制課程における学習環境の改善・充実を図ります。

Ⅱ－５ 島しょ高校の改善

【現状と課題】

1 島しょ高校では、在籍生徒が減少する中、生徒同士が切磋琢磨^{せつさくたくま}しにくい状況があります。そのため、島外生徒受入事業[※]により平成 28 年度から神津高校で、平成 29 年度から八丈高校で、島しょ以外の都内（以下「島外」という。）生徒の受入を実施しています。また、平成 30 年度入学者選抜から、島しょ高校の入学者選抜の会場を島外にも設け、島外からの志願者が受検しやすい環境を整えています。

また、島しょ高校は、豊かな自然環境に恵まれている一方で、島外と海を隔てていることから、学校外における学習活動の機会が制約されてしまうことや、島外の高校との交流や大学、企業等と連携した教育活動が困難であること等の課題があります。

このため、島しょ高校が所在する町村の意向を踏まえつつ、島外生徒の受け入れを今後も実施していくとともに、ICTの活用などにより、島しょの高校が抱える地理的制約による課題を解決していく必要があります。

※ 島外生徒受入事業

島しょの町村と連携し、島しょ以外の都内（都立高校未設置の島しょ地域を含む。）の中学生が島しょの都立高校に進学する仕組み。町村の実施する「島外生徒受入選考」に合格した生徒が学校の入学者選考に合格後、保護者の元を離れてホームステイ先等から島しょの高校に通学する。

【取組の方向】

1 島しょにおける教育の充実

(1) 島外生徒の受入れの促進

神津島村（神津高校）では入学を希望する生徒が寮に入居する形式により、八丈町（八丈高校）では地元住民宅でのホームステイにより、島外生徒を受け入れており、引き続き本事業を実施していきます。また、他の島しょの町村についても、各町村の意向等を踏まえながら、島外生徒の受入に向けた検討・調整を行っていきます。

(2) ICT環境の更なる活用による教育活動の充実

生徒の視野を広げ、学びの意欲と学力向上を図るため、ICTの更なる活用について検討を進めます。

都立高校等の配置計画・学科の改編等

1 配置計画

新実施計画（平成 28～30 年度）に基づく取組を継続

(1) 学校の設置

区分	内容	対象校＜設置場所＞	開校予定年度
小中高一貫教育校	小中高一貫教育校を設置	立川国際中等教育学校	平成34年度 (2022年度)
専門高校	商業高校を改編し、 家庭・福祉高校(仮称)を設置	赤羽商業高校	平成33年度 (2021年度)
	新国際高校(仮称)を設置	<旧東京都職員白金住宅>	未定
チャレンジスクール	商業高校を改編し、 足立地区チャレンジスクールを設置	荒川商業高校	平成34年度 (2022年度)
	立川地区チャレンジスクールを設置	<旧多摩教育センター>	平成35年度 (2023年度)

(2) 閉課程

区分	内容	対象校等	閉課程予定年度
全日制課程・定時制課程 併置校	夜間定時制課程の閉課程により併置を解消 (既存のチャレンジスクール・昼夜間定時制 高校のⅢ部(夜間)の規模を拡大し、夜間 の時間帯における学習ニーズに対応)	雪谷高校	平成32年度 (2020年度)
		江北高校	平成33年度 (2021年度)
		小山台高校	未定
		立川高校	未定

2 学科の改編等

(1) 学科の改編

区分	内容	対象校	改編予定年度
理数科の設置	普通科の一部を理数科に改編	立川高校	平成34年度 (2022年度)
水産科の設置	国際科を水産科に改編	大島海洋国際高校	未定
商業科を普通科に改編	商業科を閉科し、普通科に改編	五日市高校(全日制課程)	平成32年度 (2020年度)
		五日市高校(定時制課程)	平成31年度 (2019年度)

※このほか、多摩地域における理数科の設置の進捗状況等を踏まえ、23区においても理数科の設置を検討

(2) その他

区分	内容	対象校	予定年度
中高一貫教育校	高校段階での生徒募集を停止するとともに、中学校段階からの高い入学ニーズを踏まえ、中学校段階での生徒募集の規模の拡大を含めて検討	白鷗高校・附属中学校 両国高校・附属中学校 富士高校・附属中学校 大泉高校・附属中学校 武蔵高校・附属中学校	未定

目標Ⅲ

質の高い教育を支えるための環境整備

- 1 組織的な学校経営の強化
- 2 教員の資質・能力の向上
- 3 安全で環境に優しい施設整備
- 4 就学機会の適正な確保
- 5 社会の変化に対応した入学者選抜の改善
- 6 課題を抱える生徒の自立に向けた支援の充実

Ⅲ－１ 組織的な学校経営の強化

【現状と課題】

1

(1) 新しい高等学校学習指導要領では、「各学校においては、生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと…などを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと」に努めるものとしてされており、カリキュラム・マネジメントの確立の必要性が指摘されています。これを踏まえ、生徒に未来を創り出す力を育てていくため、各校が育成を目指す資質・能力を具体化し、それを教育課程を通じて確実に育成していくことが求められます。

(2) 平成30年度都立高校入学者選抜においては、一部の都立高校で応募倍率が低下し、結果として欠員が生じる状況に至りました。これには様々な要因が考えられますが、一因としては、各都立高校の取組や特色を中学生やその保護者に十分に伝えられていなかったことが挙げられます。

このため、今後、更に中学生の高校選択の幅が広がることが想定される中においては、各校の取組や特色を分かりやすく発信していく必要があります。

2

(1) 都立高校はこれまでも、自校の課題を捉え、それを解決するための具体的な学校経営の目標を定めることにより、組織的・計画的な学校経営を推進してきました。平成28年度の教育公務員特例法の改正を受けて、都教育委員会は、教員の職責、経験及び適性に応じて向上を図るべき資質に関する指標として「東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標」を平成29年7月に策定しました。今後、組織的な学校経営をより一層強化するためには、この指標を踏まえて体系的に整理した教育管理職や教員の育成方針等を基に、教育管理職及びミドルリーダー層のマネジメント能力について若手の段階から育成を図り、更に向上させていく必要があります。

(2) いじめや暴力行為等の生徒の問題行動、不登校等の課題は多様化・複雑化しており、学校だけでは解決できない事例も少なくありません。このため、全ての都立高校が、保護者、地域住民、関係機関等と迅速・適切に連携協力できるサポート体制を確立するため、学校サポートチーム※を設置しています。今後は、学校サポートチームの機能を明確にした上で、定期的な会議等を通して、教職員、PTA、地域住民、警察や児童相談所等の関係機関の職員、スクールソーシャルワーカー等が適切に役割を分担し、被害を受けた生徒の支援や加害者側の生徒の反省を促す指導を行うなど、支援体制を一層充実させていく必要があります。

※ 学校サポートチーム

生徒の問題行動等への対応において、保護者、地域住民、関係機関と迅速かつ適切に連携・協力できるサポート体制を確立し、生徒の健全育成を図るとともに、いじめ防止対策推進法で規定する学校いじめ対策委員会を支援する組織

3 (1) (2)

地域社会は、生徒が体験と実践を伴った探究的な学びに取り組むための豊富な教材にあふれた学びの場であり、主体的・対話的で深い学びの実現に向けて、地域社会がもつ教育力や資源等を活用していくことが重要です。それと同時に、都立高校は、地域社会の一員でもあることから、地域に

学び、地域に応え、地域を支えていく人材を育成していくことも期待されています。

- (3) 都立高校の施設には、学校教育のほか、社会教育の場としての役割も求められており、平成10年度から全校で施設開放や公開講座を実施しています。一方で、全校実施の開始から20年となり、学校を取り巻く環境は、複雑化・多様化しており、それに伴い都立高校に求められる役割も増大しています。また、公開講座については、受講希望者が少ない講座が多いことや講師となる教員の負担が大きいなどの課題があります。このため、施設開放や公開講座について、地域住民のニーズ等を踏まえつつ、学校教育との両立を図りながら、推進していく必要があります。

【取組の方向】

1 学校の魅力向上と効果的な発信

(1) カリキュラム・マネジメントの実施

カリキュラム・マネジメント推進校を指定し、育成を目指す資質・能力も踏まえつつ各校で作成したグランドデザインに基づいて、現状の分析・評価とともに、教育課程の改善等を行ってきました。今後は、推進校における取組の成果を普及していくことにより、全ての都立高校におけるカリキュラム・マネジメントの確立に向けた取組を推進します。

(2) 「都立高校魅力発掘・発信プロジェクト（仮称）」の実施

各都立高校が目指すグランドデザインを実現するための実行プランの策定と、それに基づく取組への重点的な支援を行います。グランドデザインを学校の特色として戦略的に広報し、魅力を高めるため、各校のホームページや学校案内パンフレット、さらには、生徒目線での学校の魅力を発信する魅力PR動画「まなびゅ〜」等、各種媒体の制作を支援します。

2 学校経営能力の向上と外部人材の活用

(1) 教育管理職及びミドルリーダー層のマネジメント能力の向上

平成29年7月に策定した「東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標」を踏まえ、「学校管理職育成指針」及び「東京都教員人材育成基本方針」の改訂、並びに「OJTガイドライン」の改訂を行い、その周知及び活用を通じて教育管理職及びミドルリーダー層のマネジメント能力の育成を推進します。

また、学校経営支援センター等と連携して学校マネジメント講座の内容の改善や、修了者のフォローアップを図ることにより、学校リーダー育成研修プログラムの一層の充実を図ります。

(2) 学校サポートチームの効果的な活用

定例会議や個別の事案に応じた緊急会議等の開催を通して、学校サポートチームを機能させ、教職員と外部人材が役割分担しながら、生徒の問題の解決に向けた支援を行っていきます。また、校内で中心となって連絡調整や会議の運営等を担う教員の指定などにより、学校サポートチームとの連携を強化することで、迅速かつ適切に生徒の問題に対応できる体制づくりを推進します。

3 地域に開かれた学校としての取組の推進

(1) 「地域密着型」の都立高校の指定

「地域との連携・協働」をブランドイメージとする学校づくりを推進するため、「地域連携リーデ

ィング校」を指定し、地元商店街、企業、NPO等とのネットワークである地域学校協働本部と連携・協働する体制を構築し、地域に根差し、地域から信頼され、地域を支え、地域に貢献する学校を目指します。

また、区市町村教育委員会等との連携を強化し、地元の小中学校と連携して教育活動に取り組む都立高校を「地域密着型教育活動推進校」として指定し、地域と密着した学校運営を推進します。

(2) 地域と連携した学校の特色化の推進

五日市高校において、西多摩の豊かな自然や学校が有する資源等を生かして、地域の企業等とも連携しながら、地域に愛着をもち、地域を支える人材を育成するための特色化を推進していきます。

(3) 地域における学習機会の提供と施設の開放

地域に開かれた都立高校として、地域住民のニーズを踏まえた学習・文化・スポーツ活動の振興に資するため、学校教育活動の時間を確保した上で、公開講座及び施設開放事業を実施していきます。公開講座については、学校を取り巻く環境の変化や公開講座の実施状況等を勘案しながら、今後の在り方について検討を進めていきます。

Ⅲ－２ 教員の資質・能力の向上

【現状と課題】

1 教員全体の指導力や専門性の向上を図るため、学習指導等において高い専門性を有し、他の教員に対して優れた指導力を有する教員の職として、平成 25 年度から都立高校に指導教諭の職を設置しています。今後も引き続き、指導教諭を活用していくことにより、個々の教員が自ら成長しようとする意欲を引き出し、都立高校全体の指導力を高めていく必要があります。

2

(1) 英語科教員の実践的な指導力の向上を図るため、平成 26 年度から中・高等学校英語科教員を英語圏の国に派遣しています。学校が派遣しやすい環境の整備や周知方法の見直し、学校からの要望への対応など、これまでの取組より得られた課題について、改善を図っていく必要があります。

(2) 平成 32 (2020) 年度から実施される大学入学共通テストにおいては、英語 4 技能を測定する外部検定試験の活用が検討されていることから、4 技能を測る外部検定試験に対応した指導法を研究していく必要があります。

(3) 学校組織を構成する教員の資質・能力の向上を図り、教員の成長を学校全体の教育力向上につなげるためには、教員に対する研修が重要となります。そのため、通所研修における協議・演習の充実と通所に伴う負担軽減を図るため、Web 動画の活用による効率的・効果的な研修を実施する必要があります。

(4) 体罰について、平成 25 年度から、根絶に向けた総合的な対策を講じたことにより、部活動における体罰事案は減少していますが、感情のコントロールができずに体罰に至る事案等が未だにあり、根絶に向けて引き続き取り組んでいく必要があります。

3 教員の人事異動について、都立高校を取り巻く環境の変化や都民の多様な期待に的確に応え、特色ある学校づくりを推進するために、進学に力を入れる高校、中高一貫教育校、エンカレッジスクール、チャレンジスクール等において公募制を導入し、進学指導に意欲があり教科指導力に優れた教員、学び直しに力を入れる学校における教育実践に熱意をもつ教員など、意欲ある教員の適材適所の配置を進めています。

また、東京都特別支援教育推進計画に基づいて、全ての学校で実施する特別支援教育の推進のため、都立高校においても特別支援教育の専門性の高い人材の育成・確保が求められており、都立特別支援学校との異校種期限付異動公募による人事交流により専門性の向上を図っています。

4 (1) (2)

学校を取り巻く環境が複雑化・多様化し、求められる役割が一層拡大する中、新しい高等学校学習指導要領の確実な実施など、学校教育の更なる充実が求められています。一方で、平成29年度に都教育委員会が実施した東京都公立学校教員勤務実態調査によると、週当たりの在校時間が60時間を超えるいわゆる「過労死ライン」相当にある教員が多数存在するなど長時間労働の実態が明らかとなっています。このことは生徒の学びを支える教員の心身の健康に少なからず影響を及ぼすとと

もに、日々の教育活動の質にも関わる重大な問題となっています。特に副校長においては、半数以上が「過労死ライン」相当にあるなど、早急に対策を取る必要があります。

- (3) 都立高校教員の精神疾患による病気休職者は、平成 29 年度で約 60 人おり、教員に対するメンタルヘルス対策を引き続き実施することが必要です。

【取組の方向】

1 教員の指導力向上に向けた取組の推進

(1) 指導教諭の活用

指導教諭が模範授業等を通じて他校の教員に優れた指導技術を伝えるとともに、その教員が指導教諭から学んだ指導技術を校内 OJT 等で自校の教員に広めていくことにより、都立高校全体の指導力を高めていきます。

2 研修の充実と強化

(1) 英語科等教員の海外派遣研修の実施

今後も中・高等学校英語科等教員の海外派遣研修を引き続き実施し、より高い指導力と国際的視野を身に付けた教員を育成する取組を推進していきます。

(2) 英語科教員の指導力・英語力向上のための研修の実施

生徒の言語活動の充実を図り、英語の 4 技能 5 領域にわたる総合的なコミュニケーション能力を育成するための指導力向上を目的とした研修や、英語で行う授業のための英語力向上を目的とした研修を実施していきます。

(3) 研修動画の制作・配信

教職員研修センターが実施するこれまでの研修に加え、通所研修が困難な教員に対して、「いつでもどこでも受講できる」ことを目的に研修動画を制作・配信しており、引き続き、動画の制作・配信を行うことにより、研修の充実や効率化等を図るとともに、費用対効果、モチベーションやスキルアップ、理解・定着の深化、教員の負担感の軽減等について検証を行い、その結果に基づいて必要な見直しを検討していきます。

(4) 体罰根絶に向けた総合的な対策

体罰根絶に向けた悉皆研修や、体罰を指導の手段とすることをよしとする誤った認識を改めるための「指導方法・意識改善プログラム」の内容の充実を図り、教員が体罰の問題点を正しく認識できるようにします。また、模範となる指導を実践している部活動顧問を「Good Coach 賞」として顕彰するほか、指導者講習会を実施するなどにより、望ましい指導方法を普及していくことで、体罰発生ゼロを目指します。

3 人事異動の活性化

(1) 公募制人事の推進

公募制人事について、教員への意欲喚起を図りながら引き続き実施するとともに、併せて特別な支援が必要な生徒への配慮等、高校における特別支援教育の充実を図るため、都立特別支援学校との特別支援教育異校種期限付異動公募の活用を推進していきます。

4 学校における働き方改革の推進

都教育委員会においては、教員一人一人の心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備することにより、学校教育の質の維持向上を図っていきます。

(1) 副校長の業務負担の軽減

副校長の業務負担を軽減し、学校経営に専念できるよう、業務を直接支援する非常勤職員の配置を検討するなど、全ての副校長が「(週当たりの) 在校時間 60 時間未満」を達成できる環境を整備するとともに、学校管理職の職の魅力を高める取組を進めます。

(2) 教員の柔軟かつ多様な働き方改革の実現

学校における働き方改革を推進するため、国の動向等も踏まえつつ、勤務時間制度の弾力的な運用が可能となるような仕組みについて検討していきます。

(3) 教員のメンタルヘルス対策の充実

教員の精神的健康の保持・向上を促進するため、引き続き、新規採用教員を対象とした個別のカウンセリング、新任副校長を対象としたカウンセリングを併用した「副校長ベーシックプログラム」の実施により、メンタルヘルス不調の予防に重点を置いた「早期自覚」、「早期対処」を基本とするメンタルヘルス対策を推進します。さらに、教員向けストレスチェック調査票を作成し、全ての教員を対象としたストレスチェック、集団分析結果を基にした職場環境改善アドバイザー派遣の実施を検討します。また、精神疾患で休職した教員の円滑な職場復帰及び再休職の防止を図るため、「リワークプラザ東京」を中心とする復職に向けた支援を充実していきます。

Ⅲ－３ 安全で環境に優しい施設整備

【現状と課題】

1

- (1) 東日本大震災において、全国の多くの学校施設で天井材、照明器具、外壁（外装材）等の非構造部材の落下による被害が発生したことを踏まえ、都立高校においても災害時の生徒等の安全を確保するため、引き続き、天井等落下防止対策を推進していく必要があります。

島しょを除く全ての都立高校は帰宅支援ステーション※に指定され、また、多くの都立高校が区市町村から避難所として指定されています。このため、首都直下地震等の脅威に備えるため、今後とも、都立高校の防災機能を強化する必要があります。

※ 帰宅支援ステーション

徒歩による帰宅者に対する支援の一環として、島しょを除く全ての都立学校及び東京武道館を「帰宅支援ステーション」として位置付けており、水道水・トイレ・テレビ及びラジオからの災害情報の提供を行う。

- (2) 都立高校のブロック塀等には、建設当時は適法に設置されたものの、その後の建築基準法等の厳格化により法令基準を満たさなくなったものや、建設から相当年数を経過し、劣化が見られるものが確認されており、今後、大地震が発生した際、その倒壊により重大な事故が発生する恐れがあり、早急に対応していく必要があります。

2

- (1) 都立高校の体育館等は、年間を通じて体育の授業や運動部活動、学校行事等において活用されているとともに、災害発生時には地域の住民の避難場所ともなります。冷房設備が整備されていない場合、夏季には熱中症等が懸念され、教育活動等に制約を受けることから、冷房設備の整備が強く求められています。また、これまで、普通教室や、防音性が求められる音楽室・視聴覚室・図書室、熱を発するICT機器を設置するPC室等の特別教室に冷房設備を整備してきました。しかし、近年、真夏日・猛暑日が増加しており、夏季に冷房設備の整備されていない特別教室で行う実験・実習に支障を来す事例も生じています。生徒の安全・安心の確保や良好な教育環境の実現に向けた施設・設備の整備に取り組んでいく必要があります。

- (2) 生徒の安全・安心を確保し、良好な学習環境を維持するため校舎等の建築年数や老朽度合い等を考慮して、施設を計画的に維持・更新していく必要があります。

- (3) 現在行っている老朽化対策工事は、不具合の発生に応じた対策工事を中心に実施しています。施設・設備の長寿命化のためには、改修・更新サイクルに合わせ、必要な修繕を適切な時期に、計画的かつ効果的に実施することが必要です。

- (4) 現在、家庭では洋式トイレが普及していますが、都立高校においては、依然として和式トイレが多く設置されている状況です。生徒の日常の生活環境が変化中、学校施設を生徒の実態に合わせて改善していく必要があります。

3 (1) (2)

地球温暖化やヒートアイランド対策など環境配慮への意識が高まる中、再生可能エネルギーの利

用等による電力使用量とCO₂排出量の更なる削減など、環境負荷の一層の低減に向けた学校づくりが求められています。

【取組の方向】

1 災害時における安全対策

天井等落下防止対策工事により非構造部材の耐震化を進め、災害時における生徒等の安全を確保するとともに、都立高校の防災機能を強化していきます。また、ブロック塀等について、撤去・新設を中心とした安全対策工事を実施していきます。その際、撤去後に新設する塀について、一部の学校では国産の木材を活用します。

2 教育活動を支えるための環境整備

(1) 体育館等の冷房化

体育館等について、整備可能な学校から順次冷房設置工事を行い、早急に冷房化を進めていきます。また、特別教室のうち、備え付けの機器や火気等を使用して実験・実習を行うなど、普通教室では代替することができない理科系実験室、美術室、工芸室、調理室、被服室について、計画的に冷房化を進め、夏季における教育環境の改善を図っていきます。

(2) 老朽校舎の改築・大規模改修

良好な学習環境を維持するため、老朽化した施設の改築・大規模改修を計画的に実施するとともに、学校の特色に応じた施設整備を進めます。

(3) 都立高校の予防保全的な改修

都立高校3校において、棟単位での老朽化対策工事を実施し、学校内で生じている棟ごとの老朽化の不均衡を一定レベルまで解消することで、建物全体の耐久性をバランスよく保ち、施設・設備の長寿命化を図ります。また、都立高校全体の計画的な改修等に資するため、設備の状況や修繕状況など、施設関連情報をデータベース化するとともに、中長期の改修計画を策定していきます。

(4) トイレの洋式化の推進

都立高校の改築や大規模改修工事を実施する際は、洋式トイレを基本とし、整備を行っていきます。また、計画的にトイレ改修工事も実施し、トイレの洋式化を推進していきます。

3 環境負荷低減を可能とする施設・設備整備

(1) 太陽光発電設備の整備

再生可能エネルギーの積極的な活用により環境負荷を軽減し、さらには発災時におけるエネルギー供給の確保にも資するため、改築や大規模改修工事を行う際、併せて校舎屋上へ太陽光発電設備を整備していきます。

(2) 照明のLED化の推進

照明によるエネルギー消費量を削減するため、改築や大規模改修工事の際、照明設備を原則としてLED照明とするなど、照明のLED化を順次進めていきます。

Ⅲ－４ 就学機会の適正な確保

【現状と課題】

- 1 都内公立中学校卒業予定者数は、平成 29 年度の約 7 万 9 千人から、平成 42 (2030) 年度には約 8 万 7 千人程度まで増加していくことが見込まれています。高校への進学を希望する都内公立中学校卒業生については、一般財団法人東京私立中学高等学校協会との協議の下、毎年度就学計画を策定した上で、都立高校と私立高校で分担して受入れを行っています。今後は、都内公立中学校卒業予定者数の増加等を踏まえた中長期的視点からの就学対策について検討が必要となっています。
- 2
 - (1) 都内の外国人人口の増加に伴い、平成 25 年度入学者選抜以降、在京外国人生徒対象枠への応募人員は増加を続けています。応募人員の増加に対応し、平成 29 年度及び平成 30 年度入学者選抜においては、在京外国人生徒対象枠を設置する都立高校を 1 校ずつ追加し、合計 7 校としました。国における外国人受入拡大に向けた動きや、都における外国企業の積極的な誘致活動、東京 2020 大会の開催等により、都内の外国人人口の更なる増加が見込まれる中、在京外国人生徒等の高校への就学機会を今後とも確保していく必要があります。
 - (2) 都立高校では、入国後の在日期间が入学日現在 3 年以内の外国籍の者を対象として、一般の入学者選抜の学力検査問題及び在京外国人生徒対象の入学者選抜の検査問題に平仮名のルビを振る措置と、それに加えて、辞書の持込みと時間延長を認める措置を実施してきました。しかし、日本語の理解が不十分でありながら、在日期间が 3 年を超えるために措置が申請できない外国籍の生徒や、日本語を母語としない日本国籍の生徒など日本語指導が必要な生徒に対する措置も必要となっていることから、平成 31 (2019) 年度入学者選抜からは、国籍を問わず、入国後の在日期间が入学日現在で原則として 6 年以内の者で、日本語指導が必要な生徒について特別措置の対象とすることとしました。今回の変更を踏まえた上で、今後も引き続き受検者の状況等を検証する必要があります。
- 3 多くの外国企業の誘致や人材の受入れを進めていくためには、在京外国人生徒等のニーズに対応した教育環境を整備していくことが重要です。都内の外国人人口の増加に伴い、都立高校に入学した外国人生徒等が、学校生活を円滑に送るため、引き続き適切な支援を行っていく必要があります。

【取組の方向】

1 就学対策の推進

高校への進学を希望する意欲と熱意のある生徒の就学機会を確保するため、都立高校と私立高校の現有の教育資産を最大限に活用して生徒を受け入れるという考え方のもと、引き続き中長期的視点に立った就学対策を推進します。

2 日本語指導が必要な生徒の受入れ

(1) 在京外国人生徒等に係る募集規模の検討

中学校における日本語指導が必要な在京外国人生徒等の数の動向や、在京外国人生徒等が居住する地域のバランス、在京外国人生徒対象枠の募集校における入学者選抜の応募状況等を踏まえ、適

切な募集規模を検討し、受け入れていきます。

(2) 日本語指導が必要な受検者に対する措置

学習意欲がありながら日本語に十分習熟していない外国籍の生徒及び日本語を母語としない日本国籍の生徒の進路実現を図るため、受検に際しての措置について、引き続き、必要に応じて検証・見直しを行っていきます。

3 在京外国人生徒等の日本語習得に向けた支援

在京外国人生徒等に対する日本語指導の充実を図り、都立高校への入学後も学校生活を支障なく送ることができるよう、早期の日本語習得に向けた支援を行っていきます。

Ⅲ－５ 社会の変化に対応した入学者選抜の改善

【現状と課題】

1

(1) 平成 25 年度入学者選抜から、推薦に基づく選抜の改善を行ったことにより、「基礎的な学力を前提に、思考力、判断力、表現力等の課題を解決するための力やコミュニケーション能力など、これからの社会で生徒に必要な力を評価し、選抜する」という目的が定着してきています。今後も、学力検査では測ることができない多様な能力を更に適切に評価することができるよう、集団討論や小論文等の各検査のテーマ設定や内容等について、一層の工夫と改善を図る必要があります。

(2) 学力検査に基づく選抜について、中学校で身に付けるべき学力を的確に評価し、選抜することを明確にするとともに、選抜方法の共通化・簡素化を図るため、平成 28 年度入学者選抜から制度を改善しました。今後、その目的に沿った選抜が実施できているかについて検証を進める必要があります。

(3) 都立高校入学者選抜における英語検査に関し、平成 28 年 9 月の東京都英語教育戦略会議報告書において、「話すこと」を含めた 4 技能評価の検討が提言されました。この提言を踏まえ、東京都立高等学校入学者選抜英語検査改善検討委員会を設置して検討を行い、平成 29 年 12 月に検討結果を取りまとめました。平成 30 年度には、英語「話すこと」の評価に関する検討委員会を設置するとともに、テストの内容や実施方法を検証するためのフィージビリティ調査を実施しています。

都立高校入学者選抜への英語の「話すこと」の評価導入に向けて、英語「話すこと」の評価に関する検討委員会の検討結果やフィージビリティ調査の結果等を踏まえ、具体的な評価方法、導入時期等について更に検討を行っていく必要があります。

2 都立高校の転学・編入学募集は、高校入学後の進路変更希望に応え、中途退学の未然防止を図り、教育を受ける機会を確保することを目的に実施しています。平成 28 年度に転学・編入学募集に関するガイドラインを策定し、転学・編入学募集の一層柔軟な運用が可能となるよう改善を図りました。しかし、制度の周知や趣旨の理解が十分とは言えず、転学・編入学制度が有効に生かされていない状況が見られることから、今後も引き続きガイドラインに基づく転学・編入学募集の実施状況の検証・検討を行っていく必要があります。

【取組の方向】

1 入学者選抜の改善

(1) 推薦に基づく選抜の改善

推薦に基づく選抜においては、全ての都立高校で集団討論及び個人面接等を実施することとしており、今後も引き続き、入学した生徒の追跡調査等を通して、目的に沿った選抜が実施できているかどうかの検証を行い、必要に応じて改善策を講じていきます。

(2) 学力検査に基づく選抜の改善

学力検査に基づく選抜について、今後も引き続き、入学した生徒の追跡調査等を通して、目的に沿った選抜が実施できているかどうかについて検証を行い、必要に応じて改善策を講じていきます。

(3) 入学者選抜への英語「話すこと」の評価の導入

英語の「話すこと」を評価するための具体的な方法（問題や採点方法、運営方法等）について検討を進め、都立高等学校入学者選抜への英語の「話すこと」の評価導入を推進していきます。

2 転学・編入学制度の改善

転学・編入学募集の目的を達成するため、各都立高校における転学・編入学募集の実施状況や課題を把握し、より効果的に実施できるよう具体的な検討を進め、順次見直しを図っていきます。また、高校だけではなく、中学校等への制度の周知に一層努めていきます。

Ⅲ－６ 課題を抱える生徒の自立に向けた支援の充実

【現状と課題】

1 (1) (2) (3)

都立高校の中途退学者数は、減少傾向にあるものの、依然として、毎年約2千人の生徒が中途退学しており、特に定時制課程や専門高校等の一部の高校では、高い中途退学率となっています。また、毎年約3～4千人の生徒が不登校*の状態にあります。不登校や中途退学により学習の機会を失い、生徒が将来、社会的・職業的に自立することが困難になるケースも少なくありません。

学校における不登校・中途退学への対応は、その適切な解決に向け、学級担任のみならず、学校内の教職員が各々の役割分担の下に協力し、自立支援チームや関係機関との連携を図りながら行う必要があります。

また、思春期の生徒が抱える問題は複雑・多様化しており、不登校やいじめ等の要因ともなり得ます。このため、生徒からの相談に十分に対応ができるよう、平成25年度から、全ての都立高校にスクールカウンセラーを配置して、平成26年度からは第1学年生徒を対象とした全員面接を実施しています。また、平成28年度からは、都立高校の全ての課程に配置し、年間勤務日数を増やすなどして、配置の拡充を図ってきました。日常から、生徒の不安や悩みに対して、スクールカウンセラー等を含む全ての教職員が、いつでも相談に応じる体制を整備することにより、生徒が教職員を信頼して相談できる関係を築いていくことが重要です。

※ 不登校

文部科学省の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」では、不登校児童・生徒とは、長期欠席した児童・生徒（年度間の欠席日数が連続又は断続して30日以上であった者）のうち、病気や経済的理由で登校できない者以外で「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にある者」と定義している。

- 2 定時制課程では、人間関係をうまく構築できずに入学後間もなく中途退学する生徒が多いことから、第1学年次において、「構成的グループエンカウンター」のプログラムを実施し、中途退学の未然防止を図ってきました。実施前に比べ、中途退学者数は減少したものの、未だ中途退学者に占める第1学年次の生徒の割合が高くなっています。そのため引き続きプログラムを実施していくとともに、その効果を検証していくことが必要です。

3

- (1) 自立支援チーム*を都立高校に派遣し、生徒の中途退学の未然防止や不登校生徒への支援、都立高校を中途退学した者への就労・再就学等の支援に取り組んできました。これらの取組を通じて、都立高校の中途退学者数は減少傾向にあります。しかしながら、現在でも中途退学者する生徒は一定数存在するとともに、不登校の問題も残されています。このため、こうした課題を抱えている生徒等に対して、更なる支援の充実を図っていく必要があります。

※ 自立支援チーム

中途退学の未然防止の取組、中途退学者や進路未決定卒業生への切れ目ない進路決定に向けた支援、不登校の生徒への対応を行うため、面談等を通じた生徒の状況把握や助言、教員等と連携したケース会議の実施、就職を目指す生徒への進路決定に向けた支援や児童相談所等の関係機関と連携した福祉的支援など、生徒一人一人の自立に向けた支援を行う。

- (2) 都立高校生進路支援連絡協議会*は、都立高校の教員と雇用・労働、福祉・医療等の関係機関の職

員が一堂に会し、生徒の進路支援や不登校等課題を抱える生徒への支援を行う上で必要な連携の在り方について協議してきました。今後もより連携を密にして、生徒への支援を充実させていく必要があります。

※ 都立高校生進路支援連絡協議会

都立高校、ハローワーク、都立職業能力開発センター、自治体、地域若者サポートステーション、若者就労支援団体等を構成員とする協議会。地域の支援ネットワークによる包括的・多角的な都立高校生への支援の在り方を検討している。

- 4 これまで、都立高校を中途退学して、高校への再入学や、高等学校卒業程度認定試験の受験を希望する者、都立高校への復帰を目指す不登校等の長期欠席である生徒が、学校への復帰や再就学、就労等を行えるよう、ユースソーシャルワーカー[※]等による支援に取り組んできました。今後も引き続き、若者の支援を目的としたNPO等と連携して、中途退学者等の再チャレンジに向けた環境づくりを進めていくことが求められます。

※ ユースソーシャルワーカー

都立学校における不登校・中途退学対策を目的とし、スクールソーシャルワーカーの役割に加え、専門的知識や技術に基づく就労支援の役割も担う人材として配置している一般職非常勤職員のこと。支援を要する生徒等に対し、教員が行う社会的・職業的自立に向けた教育活動を福祉及び雇用・就労の立場から支援する職である。

- 5 問題の深刻化を未然に防止する観点からは、いじめをはじめ、様々な悩みを抱える生徒が相談できる多様な選択肢を用意することが重要です。近年のスマートフォンの普及等に伴い、若年層のコミュニケーション手段として、SNSの利用が増えてきていることから、従来の電話やメール相談に加えて、SNSを活用した相談体制を構築することが求められています。

【取組の方向】

1 学校における指導体制の強化

(1) 不登校・中途退学者対策の中心的役割を担う教員の指定

自立支援チームや関係機関との連絡調整を図り、校内の支援体制の整備に中心的な役割を担う教員を、継続して各都立高校で指定します。また、養護教諭が自立支援チームに適切に関与できるよう、引き続き、養護教諭を補助する臨時職員を配置します。

(2) スクールカウンセラーを活用した学校教育相談体制の充実

スクールカウンセラーや配置校の校長を対象とした連絡会を開催し、連絡・協議や情報共有を図り、学校教育相談体制の一層の充実に向けた効果的な取組を推進していきます。

(3) 精神科医の活用による支援の強化

生徒の様々な問題行動等の早期発見・早期対応を図るため、個別事例の対応方法を学校全体で共有するなど、教職員の対応力の向上を図り、必要な場合には医療機関につなぐことができるよう、精神科専門医による支援を強化していきます。

2 学校における指導内容の充実

(1) 定時制課程における人間関係づくりの構築

定時制課程の生徒が、自分の気持ちや考えを適切に伝えたり、思いやりをもって相手を受け止めたりすることができるよう、生徒同士や教員との関係等、人間関係を形成するスキルを一層高めることを支援します。そのために、第1学年次において「構成的グループエンカウンター」のプログラムを実施するとともに、NPO等と連携した取組を推進し、人間関係づくりを構築する手法を教

員に教授する連絡会等を継続して開催するなど、中途退学の未然防止を図ります。

3 自立支援チームによる支援の充実

(1) 自立支援チームによる支援の充実

課題のある学校に対するユースソーシャルワーカーの派遣を継続するとともに、それ以外の都立高校に対しても、ユースソーシャルワーカーが巡回訪問し、学校へのアプローチを強化するとともに、専門的な知見を生かして学校での対応が困難な案件を把握し、不登校生徒への対応や中途退学の未然防止の取組を充実していきます。

(2) 関係機関との連携強化

都立高校生進路支援連絡協議会等を活用するなどし、ハローワークや都立職業能力開発センター等の就労支援機関、福祉・医療機関等とのネットワークを強化していくとともに、生徒支援の課題意識を共有する場を提供するなど、都立高校が外部の専門機関と効果的な連携を進めることで、個々の生徒への支援を充実させる環境を整備していきます。

4 再チャレンジに向けた環境づくり

(1) 民間の支援団体との連携

NPO等の外部機関と連携して、再就学や就労の支援を行うなど、引き続き、中途退学者の再チャレンジに向けた環境づくりを進めていきます。

5 新たな教育相談体制の構築

(1) SNSを活用した教育相談体制の構築

都立高校生等を対象としたSNSによる教育相談を平成30年度において、試行的に実施しました。この実績を踏まえ、様々な悩みを抱える生徒に対して多様な相談の選択肢を用意するため、関係部局との連携の下、SNSを活用した教育相談体制を整備していきます。